

The Nishio
Shinkin Bank
DISCLOSURE

2019

《にしん》の現況

地域に生まれ、地域で育ち、 地域の皆さまとともに歩むにしん



ごあいさつ

平素は、西尾信用金庫に格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も、皆さま方に当金庫の経営方針や現状をお伝えするための「DISCLOSURE2019《にしん》の現況」を作成いたしました。本誌では、少しでも経営の透明性を高めるために「不良債権の状況」、「中小企業の経営支援に関する取組方針と態勢整備の状況」、「地域の活性化に関する取組状況」、「地域貢献・環境保全に関する取組状況」、「企業の社会的責任（CSR）への取組み」、「平成30年度の事業概況」などについて開示させていただいておりますので、ご高覧のうえ、当金庫をより一層身近な金融機関としてご理解いただければ幸いに存じます。

さて、平成30年度の我が国経済は、大企業を中心とした設備投資や個人消費が底堅く推移し、全体として緩やかな景気拡大基調を維持しました。しかしながら、地域経済の担い手である中小企業においては、少子高齢化や人口減少に伴う地域産業の空洞化、慢性的な人手不足といった構造的問題に加え、原材料費の上昇やインターネット取引の伸展に伴う競合の多様化等により、必ずしもその恩恵を受けていないのが実状といえます。

このような中、当金庫では、「お客さま満足度の高い金融機関」、「地域のお客さまから頼りにされる金融機関」を目指し、当金庫の独自性・特性を活かしながら、お客さまの課題解決を始めとする地域の成長・発展に資する取組みの推進に全力を傾注してまいりました。

これらの結果、おかげさまで業容は順調に伸展し、自己資本比率は18.93%となり、引き続き国内基準の4%を大きく上回る強固な資本構成となりました。また、金融再生法開示債権における不良債権比率も2.41%となり、健全性についても同様に全国有数の評価を得られる水準を維持できております。平成30年10月には、創立105周年を迎えることができました。これもひとえに皆さま方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

信用金庫業界においても、金融緩和の長期化や他金融機関等との競争の激化により、収益力の低下が深刻化する一方、金融サービスにおける多様化・複雑化するニーズに取り組んでいくことが求められており、それを実現するための経営基盤の強化および人材の育成が課題となっています。当金庫としては、平成30年度から始まる『にしん「共創力」発揮3か年計画』のもと、「お客さまから頼りにされる“にしん”」、「働きがいのある“にしん”」、「地域とつながり地域に貢献する“にしん”」をさらに浸透させることとし、役職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 近藤 実

西尾信用金庫 平成31年3月31日現在

本店所在地	愛知県西尾市寄住町洲田51番地
ホームページ	https://www.shinkin.co.jp/nishio/
設立年月日	大正2年10月1日
出資金	786百万円
会員数	65,242人
理事長	近藤 実
常勤役員数	749人
店舗数	49か店
預金積金	1兆2,197億円



CONTENTS 目次

ごあいさつ	1
西尾信用金庫の基本方針等	3
西尾信用金庫の沿革	3
信用金庫の運営	4
総代会制度	5
地域社会をつなぐ力	7
自己資本の構成に関する事項	9
不良債権の状況	11
中小企業の経営支援に関する取組方針と態勢整備の状況	13
地域の活性化に関する取組状況	15
地域貢献・環境保全に関する取組状況	18
企業の社会的責任(CSR)への取組み	20
トピックス	22
西尾信用金庫はこう考えこう対応しています。	23
コーポレート・ガバナンス態勢	23
内部管理基本方針	23
融資方針	23
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	24
西尾信用金庫行動綱領	24
反社会的勢力に対する基本方針	24
マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針	25
個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	25
お客さま本位の業務運営(ワイテューチャリー・テューティー)基本方針	25
顧客保護等管理態勢	26
金融商品に係る勧誘方針	26
利益相反管理への対応	26
金融ADR制度への対応	27
リスク管理態勢	27
偽造・盗難・特殊詐欺によるキャッシュカードの被害防止への対応	28
平成30年度の事業概況	29
西尾信用金庫の概況及び組織	31
地区	31
事務所	32
役員	33
職員	33
組織	33

業務編・資料編 目次	34
主要な事業の内容	35
商品・サービスのご案内	35
経営指標の推移	39
主要経営指標	39
損益に関する指標	39
預金に関する指標	41
貸出金等に関する指標	41
有価証券に関する指標	42
財務諸表	44
貸借対照表	44
損益計算書	45
剰余金処分計算書	45
会計監査人の監査	45
財務諸表の適正性等	45
報酬体系	48
退職給付会計	48
時価情報	49
有価証券の時価情報	49
金銭の信託の時価情報	49
デリバティブ取引の時価情報	49
財産に関するその他の状況	50
バーゼルⅢに基づく開示	50
単体における事業年度の開示事項	50
連結情報	56
主要な事業に関する事項	56
金庫およびその子会社等の概況	56
直近の連結会計年度における財産の状況	57
連結財務諸表の作成方針	57
連結貸借対照表	57
連結損益計算書	58
連結剰余金計算書	58
報酬体系	61
貸出金のうちのリスク管理債権	62
事業の種類別セグメント情報	62
連結における事業年度の開示事項	62
こんなときのQ&A	69

西尾信用金庫の基本方針等

- **基本方針** 中小企業のための専門金融機関として、中小企業の堅実な育成発展に努め、また広く国民大衆のための地域金融機関として、その生活の向上と地域経済の健全な振興発展に貢献する。
- **経営方針**
 1. 郷土の発展となるか
 2. 会員(得意先)の繁栄となるか
 3. 金庫の隆昌を来たし職員的生活安定となるか

西尾信用金庫の沿革

- T02.10.01 産業組合法に基づき西尾信用組合作を愛知県幡豆郡西尾町大字天王12番地に設立
- S25.04.01 中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
- S25.07.26 本店を愛知県幡豆郡西尾町大字本町11番地に移転
- S26.10.20 信用金庫法の施行により西尾信用金庫に改組
- S36.04.05 本店を西尾市永楽町3丁目45番地に移転
- S38.10.01 西尾市金庫事務の取扱受託
- S43.12.16 日本銀行との当座取引開始
- S44.11.06 日本銀行歳入代理店業務の取扱開始
- S47.03.15 日本銀行国債代理店業務の取扱開始
- S48.01. ~ 「仮名預金をなくす運動」を推進
- S55.10.13 本店を西尾市寄住町洲田51番地に移転
- S58.06.01 国債、地方債又は政府保証債の募集の取扱(窓口販売)業務の取扱開始
- H03.11.11 日本銀行との手形割引取引及び手形貸付取引開始
- H06.06.29 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託業務の取扱開始
- H06.10.03 外国為替業務の取扱開始
- H12.06.01 投資信託の窓口販売を開始
- H13.04.02 保険の募集の開始、年金休日相談会の開始
- H24.10.29 「にしん経営者倶楽部」設立総会を開催
- H24.11.05 中小企業経営力強化支援に基づく「経営革新等支援機関」として認定
- H25.06.21 「西三河ハイスクール・起業家コンテスト」が第16回信用金庫社会貢献賞・会長賞(全国信用金庫協会主催)を受賞
- H25.09.02 海外子会社への直接貸付の認可取得
- H25.09.26 事務センター棟・研修センター棟竣工
- H25.09.28 創立100周年記念式典、記念祝賀会を開催
- H25.09.30 預金残高1兆円を達成
- H28.12.01 キャッシュカード振込の一部利用制限の開始(高齢者限定振込め詐欺防止対策)
- H29.01.04 「iDeCo」個人型確定拠出年金取扱開始
- H29.01.23 信託契約代理業務開始
- H29.10.02 西尾信用金庫スマートフォン向けアプリ「西尾信用金庫アプリ」取扱開始
- H30.01.04 にしおしんきんインターネット支店「愛称：茶々っと」を開設
- H30.06.26 本店営業部 相談プラザ出張所を開設
- H30.08.13~ 窓口業務の昼時間休業開始
- H31.03.25 横須賀支店新築移転オープン
- H31.04.12 地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」三十三選に認定され内閣官房から表彰
- R01.05.20 高浜支店新築移転オープン



天王本店



本町本店



永楽町本店



寄住町本店



本店営業部 相談プラザ出張所



横須賀支店



高浜支店

信用金庫の運営

信用金庫の最高議決機関は、総会又は総代会であり、議決権は会員1人1票制をとっています。総代は、定款の定めるところに従って会員の中から選任されます。

総会又は総代会では、理事及び監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。

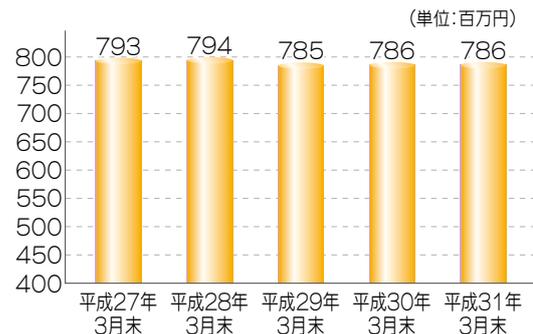
理事長等の代表理事は、理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定の下に行われます。

信用金庫は、金融庁の監督を受けており、「関係法令を遵守しているか」「経営は健全か」等の着眼点に沿って定期的な検査を受けています。

■ 会員数



■ 出資金



当金庫の会員資格は、当金庫の事業地区内にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方、事業所を有する者の役員となっています。ただし、従業員が300人以下又は資本金が9億円以下であることが必要です。会員となるためには、1万円の出資をしていただきます。

I. 当金庫の会員となることができない者

- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 次の各号のいずれかに該当する者
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

II. 総代会の決議により除名となることのある場合

- 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6ヶ月以内にその義務を履行しないとき。
- 法令もしくは当金庫の定款に違反し、当金庫の事業を妨げ又は当金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意でしていただく、上記Iの「1」及び「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。

総代会制度

総代会制度

信用金庫は、一定地域の中小企業や住民の方々を会員とした協同組織の金融機関です。

会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能なことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から、適正な手続きによって選任された総代により運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事・会計監査人の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代および総代の選任方法

総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

平成22年8月以降新たに就任した総代の定年は満80歳です。

総代の定数は、90人以上120人以内で、各選任区域（5区）ごとに選考年度の5月末の会員数に応じて定めております。

総代選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

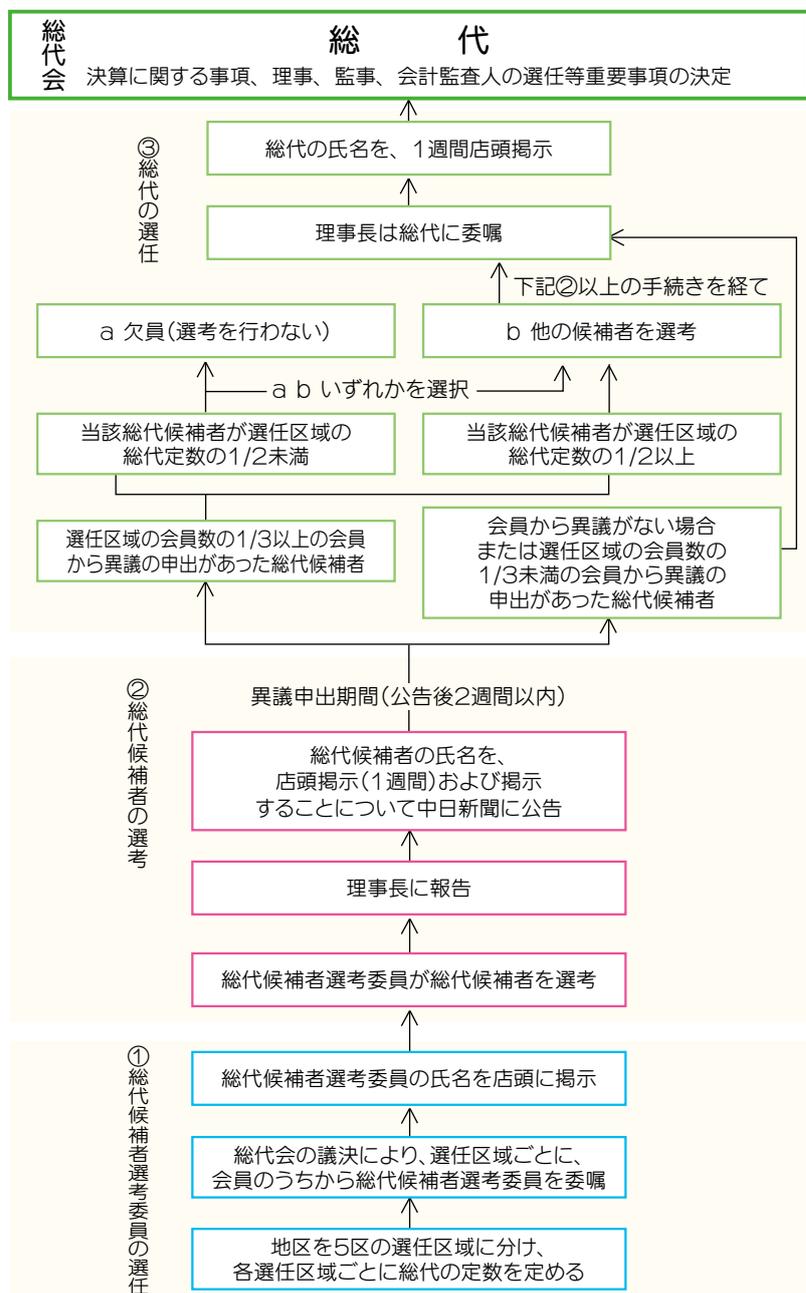
- (1) 総代会の決議により会員の中から「総代候補者選考委員」を選任します。
- (2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ総代候補者選考委員は、会員の中から「総代候補者」を選考し掲示場に掲示します。
- (3) 会員が総代候補者を信任します（異議があれば申し出ることができます）。

総代候補者の選考基準 （「総代選任規定」第7条）

総代候補者は、当金庫の会員のうち、次の要件に該当する者から選考する。

- (1) 総代として相応しい見識を有している。
- (2) 良識をもって正しい判断ができる。
- (3) 地域に地縁・人縁関係がある。
- (4) 地域での信望が厚い。
- (5) 当金庫の基本方針および経営方針をよく理解している。

総代会は、会員の総意を適正に反映するための制度です



第106期通常総代会の決議事項

令和元年6月17日(月)、本店にて開催しました第106期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第106期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 第106期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第4号議案 所在不明会員の除名の件
- 第5号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件

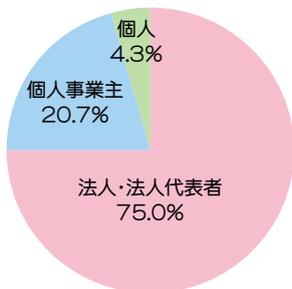
総代のご紹介

令和元年6月17日現在 (氏名の後の数字は総代への就任回数)

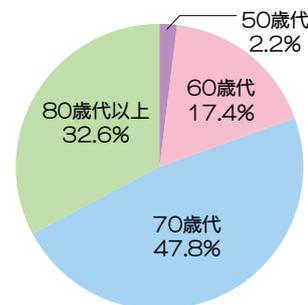
(敬称略・五十音順)

総代選任区域	西尾市(旧幡豆郡一円は除く)	(現員数24名)
1区 (定数24名)	朝岡陽子① 天野卓② 市川輝雄③ 稲垣洋三⑥ 稲葉稔彦⑤ 犬塚和夫⑤ 岡田義雄⑤ 小田井博茂③ 加納隆④ 神谷祥① 柴田節子④ 杉浦澄雄⑥ 杉田愛次郎④ 杉本義安⑤ 鈴木一枝② 鈴木英昭③ 田中正規③ 寺部典司③ 鍋田憲孝⑦ 二宮誠二⑧ 三浦康彦① 水谷司郎⑤ 三村幸弘⑤ 米津長治⑤	
2区 (定数17名)	西尾市(旧幡豆郡一円)・額田郡(幸田町)	(現員数15名)
	大嶽治郎⑤ 兼子久一⑧ 河東幸雄② 倉内睦夫⑤ 桑原泰孝② 小出道治② 颯田稔⑤ 柴崎義輝③ 鈴木茂朗② 鈴木久夫③ 長坂茂松⑧ 平野郁孝⑤ 藤井務③ 堀田誉愛⑥ 村井誠一②	
3区 (定数18名)	蒲郡市・岡崎市・豊田市(旧西加茂郡藤岡町・小原町・東加茂郡旭町・足助町・下山村・稲武町は除く)	(現員数17名)
	青山晴夫⑤ 石川順一① 岩附典彦② 大浦武夫⑩ 大塚幸和⑤ 加藤文司⑤ 畔柳悟② 小林博茂⑤ 佐野光造⑤ 高木二三夫⑦ 多々内秀夫⑦ 田中稔⑦ 中根義雄⑬ 永井孝昌⑤ 野本稔③ 待田清⑪ 三浦徳雄②	
4区 (定数18名)	安城市・知立市・高浜市・碧南市	(現員数15名)
	稲垣鏡一⑤ 井上雅弘② 岡田鋭春④ 奥村武博② 加藤敏隆⑥ 古久根与美男⑨ 近藤忠彦② 杉浦慶一② 杉浦正直① 杉浦康成② 鈴木正和⑥ 高井宗雄⑤ 服部三千子④ 牧野伸正④ 横山登喜次⑧	
5区 (定数23名)	刈谷市・名古屋市(緑区・南区・瑞穂区・昭和区・天白区・千種区・名東区・港区・熱田区)・大府市・ 東海市・豊明市・みよし市・長久手市・愛知郡東郷町・日進市・半田市・常滑市・知多市・知多郡一円	(現員数21名)
	石川敏明① 伊藤保男⑨ 井上高志⑤ 太田宗一郎⑤ 岡本郁雄⑤ 各務康則① 加藤重孝⑤ 加藤哲也④ 加藤弘枝① 河村順平⑪ 鬼頭佑治⑤ 久野忠雄⑥ 小林祥浩⑨ 杉山一夫⑦ 田中誠① 都築又晴⑤ 中村秀臣① 平手藤章② 森田哲夫④ 矢上孝雄④ 山崎初子⑥	

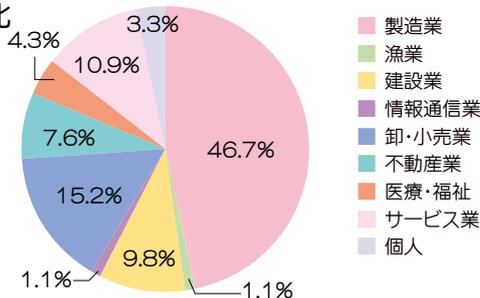
職業別構成比



年代別構成比



業種別構成比



総代選任区別会員数

(令和元年5月31日現在・名)

1区	15,504
2区	11,009
3区	11,802
4区	11,626
5区	15,381
合計	65,322

地域社会をつなぐ力



《にしん》は地域貢献活動をこのように行っております。

西尾信用金庫は、愛知県の西三河及び名古屋市南東部以東の尾張地域を主な事業地域として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となり、ともに助け合い、ともに発展していくことを共通の理念として運営している金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資させていただき、事業の伸展や生活の充実のお手伝いをするとともに、地域経済の持続的な発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育面へのご協力も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

■ 今期決算に関する事項

業務純益 4,037百万円 (前期比 0.43%増)
コア業務純益 3,777百万円 (前期比 3.55%増)

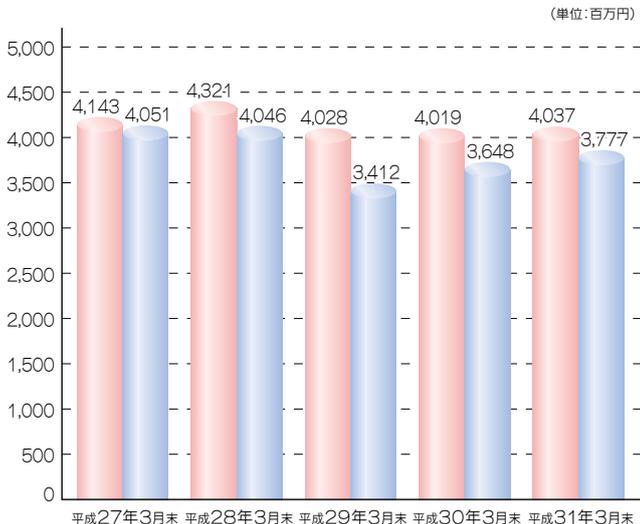
経常利益 4,592百万円 (前期比 2.08%増)
当期純利益 3,056百万円 (前期比 2.95%増)

平成30年度決算は、マイナス金利政策の継続による貸出金利回や余資運用利回の低下など厳しい収益環境の影響を受けましたが、引き続き経営効率を高め、できる限り経費節減に努めてまいりました。この結果、業務純益、経常利益、当期純利益は対前期比増益となりました。

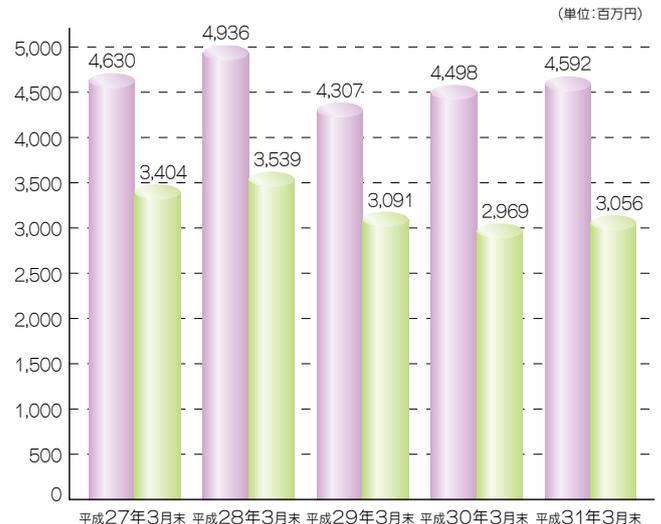
なお、利益の積立てを着実に進めたことにより、自己資本比率は国が定める健全性の基準である4%を大きく上回る18.93%となりました。経営体質は極めて健全な水準となっております。

■ 利益の推移

■ 業務純益 ■ コア業務純益



■ 経常利益 ■ 当期純利益



預金積金に関する事項

預金積金残高 1兆2,197億円
(前年同期比 515億円、4.41%増)

お客さまの大切な財産の運用をお手伝いするために、目的や期間などに応じたいろいろな商品やサービスを取りそろえ、安全かつお気軽にご利用いただけるよう努めています。

お客さまからお預かりしている預金積金残高は、1兆2,197億円となり、年間増加額は515億円、増加率4.41%となりました。

なお、お客さまのニーズにお応えできる各キャンペーン商品を提供しました。

預金積金残高の推移



貸出以外の運用に関する事項

有価証券残高 5,281億円
預金積金に対する有価証券の割合 43.30%

お客さまからお預かりした預金積金は、融資による運用のほかに預け金、有価証券等への運用も行っています。

預け金の大半は信金中央金庫への定期預け金です。有価証券は、国債・地方債・公社公団債・高格付の事業債など安全性・流動性の高い債券での運用に努めています。

なお、有価証券残高の推移は下表のとおりです。

有価証券残高の推移



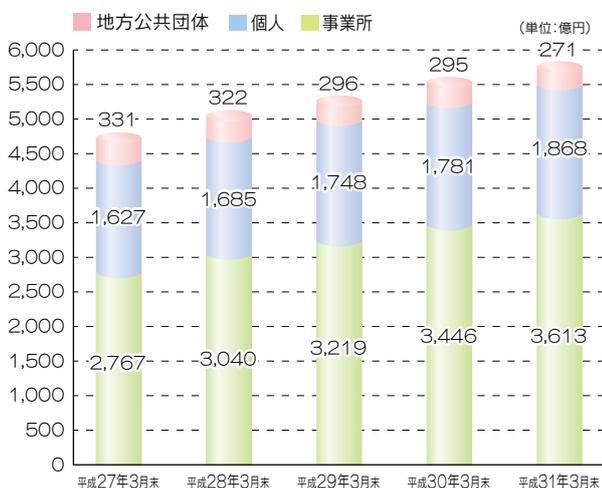
貸出金に関する事項

貸出金残高 5,753億円 (前期比 230億円、4.16%増)

地元の事業者のお客さまや個人のお客さま等への貸出金は5,753億円で、預貸率(預金積金に対する貸出金の割合)は47.17%となりました。

事業者のお客さまには、設備・運転等の事業資金、個人のお客さまにはマイカーの購入、住宅の新築・増改築などの資金に、また、地方公共団体には公共施設の整備等の資金としてご利用いただくなど、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しています。

人格別貸出金残高



また、貸出金のほかにも、お客さまの資金ニーズにお応えするために、私募債も取扱っています。

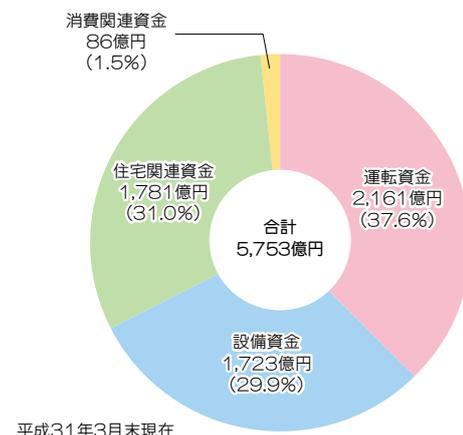
地域のお客さまからの預かり資産

国債など預金積金以外もお取り扱いしております。

預かり資産残高



使途別貸出金残高



自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円, %)

項 目	平成29年度		平成30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,880		101,890	
うち、出資金及び資本剰余金の額	788		788	
うち、利益剰余金の額	98,138		101,148	
うち、外部流出予定額(△)	46		46	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,437		1,694	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,437		1,694	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,317		103,585	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	69	17	76	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	69	17	76	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	353	88	510	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	422		586	
自 己 資 本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	99,895		102,998	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	486,052		521,438	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△7,320		△1,425	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	17		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	88		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△7,425		△1,425	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除した額	22,641		22,604	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	508,694		544,042	
自 己 資 本 比 率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	19.63%		18.93%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 単体自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	486,052	19,442	521,438	20,857
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	493,321	19,732	507,963	20,318
(i) ソブリン向け	6,110	244	4,662	186
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,195	2,087	59,709	2,388
(iii) 法人等向け	189,283	7,571	199,471	7,978
(iv) 中小企業等・個人向け	97,424	3,896	103,485	4,139
(v) 抵当権付住宅ローン	37,360	1,494	36,749	1,469
(vi) 不動産取得等事業向け	40,546	1,621	44,882	1,795
(vii) 3か月以上延滞等	633	25	218	8
(viii) その他	69,766	2,790	58,783	2,351
2 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			14,899	595
ルック・スルー方式			12,747	509
マンドート方式			2,151	86
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
4 経過措置によりリスク・アセットの額に参入されるものの額	105	4	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に参入されなかったものの額	△7,425	△297	△1,425	△57
6 CVAリスク相当額を8%で除して得た額	51	2	0	0
7 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	22,641	905	22,604	904
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	508,694	20,347	544,042	21,761

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6.単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

■ 極めて健全な経営体質

「自己資本比率」とは、貸出金などの資産(各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの)に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表すとともに、体力の強さを示しています。

信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、《にしん》の平成31年3月末の自己資本比率は18.93%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて健全です。

なお、資産から繰り延べ税金資産(785百万円)を除いた場合でも、自己資本の額は102,212百万円、自己資本比率18.78%となり、何ら問題のない水準であることを申し添えます。

[用語解説]

繰延税金資産: 税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

自己資本比率は **18.93%**
自己資本総額は **1,029億円**

■ 自己資本比率の推移



(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。平成31年3月末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている普通出資が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

不良債権の状況(リスク管理債権および金融再生法開示債権)

不良債権の判定は、金融庁の「金融検査マニュアル」を踏まえた当金庫の自己査定基準により行っています。自己査定の結果については、営業推進部門や審査部門、経理部門から独立した監査担当部による内部監査を受け、さらに監査法人による外部監査を受けており、客観性が確保されています。また、自己査定の方法や結果に対して、金融庁による検査も行われています。

不良債権には、「信用金庫法施行規則」で開示が義務付けられている「リスク管理債権」と「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に定める債権があり、平成31年3月31日現在における不良債権の状況は次のとおりです。

「リスク管理債権」の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成30年3月31日	平成31年3月31日	増 減
破 綻 先 債 権	443	31	△412
延 滞 債 権	7,684	7,126	△557
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	5,668	6,783	1,114
リ ス ク 管 理 債 権 合 計 (A)	13,796	13,940	143
貸 出 金 残 高 (B)	552,363	575,376	23,012
リ ス ク 管 理 債 権 比 率 (A/B)	2.49	2.42	△0.07

(注) 1. リスク管理債権の対象資産は貸出金です。

2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることや、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

延滞債権は、自己査定基準に基づく債務者区分における実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金であり、すべてが延滞している貸出金ではありません。

4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

当金庫の「3か月以上延滞債権」は、すべて破綻懸念先に該当するため、「延滞債権」に計上しました。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

当金庫には、利息の支払猶予や債権放棄をした貸出金はありません。

6. これらの開示額は、担保処分による回収見込額や個別貸倒引当金を控除する前の金額です。

<参考>

自己査定基準に基づく債務者区分

- ① 破 綻 先…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ② 実質破綻先…深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い債務者
- ③ 破綻懸念先…経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きい債務者
- ④ 要 注 意 先…業況が不良で、今後の管理に注意を要する債務者
- ⑤ 正 常 先…業況が良好であり、特段の問題がない債務者

リスク管理債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成30年3月31日				平成31年3月31日				保全率 (b/a)	
	残 高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金	残 高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金		
破 綻 先 債 権	443	443	117	326	100.00	31	31	12	19	100.00
延 滞 債 権	7,684	7,494	5,482	2,011	97.52	7,126	6,960	5,135	1,825	97.66
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	5,668	1,714	1,347	366	30.23	6,783	2,254	1,810	444	33.23
合 計	13,796	9,651	6,947	2,704	69.95	13,940	9,245	6,957	2,288	66.32

(注) 1. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。

2. 「貸倒引当金」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

「金融再生法に基づく開示債権」の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成30年3月31日	平成31年3月31日	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,452	835	△617
危 険 債 権	6,687	6,325	△362
要 管 理 債 権	5,668	6,783	1,114
上 記 合 計 (A)	13,809	13,943	134
正 常 債 権	541,975	564,553	22,577
合 計 (B)	555,784	578,496	22,711
比 率 (A / B)	2.48	2.41	△0.07

- (注) 1. 開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権(債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券)および当金庫保証付私募債です。
2. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権(以下「破産更生債権等」といいます。)です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
4. 要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
6. これらの開示額は、担保処分による回収見込額や個別貸倒引当金を控除する前の金額です。

「金融再生法に基づく開示債権」のうち不良債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成30年3月31日				平成31年3月31日					
	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (b/a)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,452	1,452	770	682	100.00	835	835	483	351	100.00
危 険 債 権	6,687	6,497	4,830	1,666	97.15	6,325	6,158	4,663	1,495	97.37
要 管 理 債 権	5,668	1,714	1,347	366	30.23	6,783	2,254	1,810	444	33.23
合 計	13,809	9,664	6,948	2,715	69.98	13,943	9,248	6,957	2,291	66.32

- (注) 1. 「正常債権」に対しては、平成30年3月31日現在では1,060百万円、平成31年3月31日現在では1,242百万円の貸倒引当金を計上しています。
2. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。

◆平成31年3月31日現在の金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権は139億43百万円となり、全体に占める比率は2.41%となりました。

◆また、この金融再生法に基づく不良債権139億43百万円のうち、92億48百万円が確実な担保・保証等および貸倒引当金によりカバーされており(保全率66.32%)、カバーされていないのは46億95百万円にとどまります。

◆このカバーされていない部分についても、これまでどおり事業を継続され、正常にご返済をされているお取引先に対するものが多く含まれていますが、仮にこのすべてが貸倒れとなったとしても、西尾信用金庫のこれまでに蓄積した自己資本は1,029億98百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

◆西尾信用金庫の自己資本比率は10ページにありますように、平成31年3月末現在で18.93%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全です。

中小企業の経営支援に関する取組方針と態勢整備の状況

当金庫では、個々のお取引先が抱える問題を十分に把握させていただき、必要に応じ、その事業性を評価させていただいております。その上で、実態に応じてコンサルティング機能を発揮して、お取引先ごとに異なる経営課題への解決に向けたご協力をさせていただいております。併せて、各種の資金需要に対しても、積極的に取り組む方針としております。

この実現のため、本部に経営支援に関する専門の担当部署として「企業支援部」を設置し、中小企業診断士資格を有する職員が、お取引先のライフステージに応じた課題解決へのご協力をさせていただいております。加えて、必要に応じ、外部機関や外部専門家とも連携・協調し、これらの機能を活用して経営支援に取り組むなど、態勢の強化を図っております。

中小企業の経営課題への取組状況

個々のお取引先の経営課題に対し、平成30年度中は以下を取り組みました。ベンチマークと表示してあるものについては、金融庁及び当金庫が独自に定めた「金融仲介機能のベンチマーク」を表わしています。

■ ライフステージに応じた取組み

創業期

1. 創業支援

創業を目指すお取引先の夢の実現のため、創業計画の策定支援を83先に行い、うち平成30年度の創業先数は46先となりました。創業期のお取引先への融資を46先にさせていただいており、うち日本政策金融公庫との協調融資を6先にさせていただきました。[\[ベンチマーク\]](#)

成長・安定期

2. ビジネスマッチング

お取引先の販路開拓支援等を目的に、当金庫の営業ネットワークを活用したビジネスマッチングを実施し、63件が成立となりました。また、各種ビジネスフェアの出席に関する情報提供を行いました。

3. 各種補助金及び助成金の申請書作成支援等

お取引先の事業の成長を目的に、平成30年度は81種の中小企業支援施策を情報提供しました。お取引先の申請書作成支援を320件行い、229件が採択され、採択率は71.5%となりました。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の窓口相談などを、お取引先がのべ60件活用されました。[\[ベンチマーク\]](#)

再生期等

4. 経営改善が必要なお取引先への融資残高比率

過去の赤字や借入金負担などにより経営改善を図っていく必要のあるお取引先への支援を目的に、経営改善のために必要な資金を積極的に融資させていただいております。

平成30年度末時点で融資額1,000万円以上の中小企業向け融資残高のうち経営改善が必要なお取引先(債務者区分が「正常先」下位から「要注意先」)への融資残高比率は34.3%となっています。[\[ベンチマーク\]](#)

5. 事業承継に関する支援

お取引先の後継者への円滑な事業承継を目的に、事業承継初期提案資料や株価概算資料を263先のお取引先に提供しました。また、M&A情報を24件提供しました。

その他の取組み

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、平成30年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は797件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は9.90%、保証契約を解除した件数は84件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）は該当ありませんでした。

この結果、全与信先に占める経営者保証に関するガイドラインの活用先数の割合は15.5%となりました。〔ベンチマーク〕

2. 地方公共団体等と連携した地域活性化事業

地域の持続可能性を高めることを目的に、当金庫主導のもと、地方公共団体、商工会議所など主要なステークホルダーと協調し、地域活性化事業を8件行いました。その主な事業は以下のとおりです。〔ベンチマーク〕

- 創業支援セミナー及び創業キホン塾
- 「先端設備等導入計画」等に関する説明会
- にしんシニア人材交流会

3. 小規模事業所への融資残高比率

事業規模の大小にかかわらず、地域内の資金ニーズにきめ細かく対応するため、売上高が小規模の事業所のお取引先へも積極的に融資をさせていただいております。

平成30年度末時点で中小企業向け融資残高のうち、売上高1億円未満の小規模事業所への融資残高比率は31.1%となっています。〔ベンチマーク〕

経営改善支援の取組み実績進捗状況

平成30年度の経営改善支援先を68先とし、営業店と本部が連携して、経営課題の抽出から経営計画の策定、定期的な面談による進捗状況の把握及び解決策の提案といった、一連の経営改善支援に取り組みました。

(単位:先数)

	期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組み先数 (α)	(α)のうち	(α)のうち	(α)のうち	経営改善支援 取組み率 =(α)/(A)	ランクアップ率 =(β)/(α)	再生計画 策定率 =(δ)/(α)	
			期末に債務者区分が ランクアップした先数 (β)	期末に債務者区分が 変化しなかった先数 (γ)	再生計画を策定した 先数 (δ)				
正常先	1	5,434	7	6	7	0.13%		100.00%	
要注意先	うちその他 要注意先	2	34	0	27	34	5.98%	0.00%	100.00%
	うち要管理先	3	39	17	17	17	43.59%	0.00%	100.00%
破綻懸念先	4	60	7	0	7	11.67%	0.00%	100.00%	
実質破綻先	5	25							
破綻先	6	3	1	1	1	33.33%	100.00%	100.00%	
小計(2~6の計)		696	59	1	51	8.48%	1.69%	100.00%	
合計		6,130	66	1	57	1.08%	1.52%	100.00%	

(注)●期初債務者数及び債務者区分は平成30年4月当初時点で整理。

●債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

●βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。

●期初債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。

●期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初債務者区分と異なっていたとしても)期初債務者区分に従って整理。

●期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

●γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

●みなし正常先については正常先の債務者数に計上。

●「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

地域の活性化に関する取組状況

当金庫は、お取引先中小企業の皆さまだけでなく、個人のお客さま向けにも融資商品のキャンペーン実施など、次のとおり様々な取組みを実施しています。

- 「がんばる中小企業応援ローン」の取扱い
- 「成長事業応援特別資金」の取扱い
- 「にししん事業再生(廃業・転業)支援金」の取扱い
- 「地域活性化資金」の取扱い
- 「地域活性化資金プラスワン」「にししん創業支援資金プラスワン」の取扱い
- 「西尾市企業立地応援ローン」の取扱い
- 「にししん補助金チャレンジ資金」の取扱い
- 「しんきん保証基金保証付職域サポートローン」の取扱い
- 「しんきん保証基金保証付消費者ローン(来店不要型 郵送・WEB完結)」の取扱い
- 「にししん事業承継応援ローン」の取扱い

当金庫は、上記の金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野にいれ、広く地域社会の活性化及び社会貢献活動等に取り組んでいます。

にししん経営者倶楽部の活動



にししん経営者倶楽部 第6回通常総会の開催
(平成30年5月14日)

にししん経営者倶楽部の第6回通常総会を開催しました。平成29年度の活動報告、会計報告並びに平成30年度の活動計画案について承認されました。

総会后、日本経済新聞社経済解説部編集委員の田中陽氏による基調講演、その後、懇親会を行い、会員間で親睦をはかりました。



にししん経営者倶楽部・西尾信用金庫 合同講演会の開催
(平成30年8月20日)

にししん経営者倶楽部と西尾信用金庫の主催にて、合同講演会を開催しました。

元NHK理事待遇アナウンサーの松平定知氏を講師に迎え、『その時歴史は動いた』の現場から～歴史群像に見るリーダーシップ～をテーマに講演いただきました。



にししん経営者倶楽部「にししん改善リーダー育成塾」の開講
(平成30年11月20日～平成31年1月26日)

会員企業の次世代リーダーを対象に、生産現場の問題解決など、「改善・問題解決」の手法を座学・グループワークを通じて学んでいただく「にししん改善リーダー育成塾」を開講しました。



にししん経営者倶楽部 講演会及び異業種交流会・懇親会の開催
(平成30年12月14日)

講演会及び異業種交流会・懇親会を開催しました。

日本経済新聞社編集委員兼キャスターの鈴木亮氏を講師に迎え、「大胆展望2019年の日本株相場 アベノミクス相場の集大成か」をテーマに講演いただきました。その後、懇親会を行い、会員間で親睦をはかりました。



にししん経営者倶楽部 県外視察ミッションの開催
(平成31年2月20日～21日)

熊本県の企業視察ミッションを実施しました。震災から復旧中の阿蘇神社、震災直後に電力・通信インフラの復旧工事に全力で取り組まれた企業、化粧品、医薬品等の通信販売業の企業等を視察し、今後の経営に役立てていただくため意見交換を行いました。



にししん経営者倶楽部・西尾信用金庫 合同講演会の開催
(平成31年3月22日)

にししん経営者倶楽部と西尾信用金庫の主催にて、合同講演会を開催しました。

ラグビートップリーグのヤマハ発動機ジュビロ前監督の清宮克幸氏を講師に迎え、「ピンチの後にチャンスあり」をテーマに自らの経験談を交え講演いただきました。

各種セミナー・講演会・ものづくり支援等



お取引先事業所の新入社員の皆さまを対象として、挨拶・名刺交換等社会人としての基本的なビジネスマナーに関する研修を開催しました。
10月にその後の実務経験を踏まえ、更なるビジネスマナーの向上をサポートするため、「新入社員ビジネスマナーフォローアップ研修」を開催しました。

新入社員ビジネスマナー研修の開催 (平成30年4月6日、4月9日)



にしん事業承継税制改正セミナーの開催 (平成30年6月22日)

平成30年度税制改正で大きく改正された事業承継税制、また、消費税増税における軽減税率制度について、概要および検討すべきポイントをわかりやすくご説明するセミナーを開催しました。



創業支援セミナーの開催 (平成30年7月7日、10月5日)

西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会、西尾信用金庫の5者にて、西尾市の認定創業支援事業計画に基づく創業支援事業を実施しました。

創業をご予定の方や創業間もない方を対象として、創業に関する基礎知識や資金調達方法、ビジネスプランの作り方等をわかりやすくご説明する創業支援セミナーを2回開催しました。



「先端設備等導入計画」等に関する説明会の開催 (平成30年7月25日)

中部経済産業局および西尾市から講師を迎え、平成30年6月施行の「生産性向上特別措置法」において措置された「先端設備等導入計画」の概要や策定方法、その他の中小企業施策等について解説する説明会を開催しました。



創業キホン塾の開催 (平成30年8月25日～9月15日、10月19日～11月16日)

創業の心がまえから販売促進、ビジネスプランの作り方まで、創業に必要な基礎知識やノウハウを体系的に学ぶことができる4日間の創業キホン塾を、土曜日と平日夜間の2回開催しました。



ものづくり補助金セミナーの開催 (平成30年8月9日、12月25日、平成31年2月25日、3月4日、3月6日)

「ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金)」について、補助金申請書の記入方法やポイント等をわかりやすくご説明するセミナーを5回開催しました。



IT導入補助金セミナーの開催 (平成30年9月13日)

ITツールを導入して生産性向上を目指すお取引先への情報提供として、ITツール導入費用の一部が補助されるIT導入補助金の概要、ITツール導入の事例などを説明するセミナーを開催しました。



にしんハイスクール・ものづくりコンテスト審査発表会開催 (平成30年11月4日)

愛知県の専門高等学校の機械、電気・電子・情報系学科に学ぶ生徒を対象とした「にしんハイスクール・ものづくりコンテスト2018」を開催しました。高校生たちは『生活に役立つものづくり』をテーマに取組み、11月4日の審査発表会で成果を報告していただきました。



地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」に認定
(平成31年3月28日)



「にしんハイスchool・ものづくりコンテスト」の取組みが評価され、内閣官房から平成30年度の地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」に認定され、表彰されました。



地域未来牽引企業、はばたく中小企業・小規模事業者300社等企業交流会 (令和元年5月28日)

「地域未来牽引企業」、「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました

経済産業省が全国で地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業として「地域未来牽引企業」を2019年度は1,543社追加選定。うち当金庫推薦企業12社が選ばれました。

また、経済産業省・中小企業庁が全国でITサービス導入や経営資源の有効活用などの生産性向上などに取り組む「はばたく中小企業・小規模事業者300社」を2019年度も選定。うち当金庫推薦企業11社が選ばれました。

本店営業部相談プラザ出張所・辻支店相談プラザ 開催セミナー・相談会・教室等

セミナー、相談会等28回開催し、延べ531名の参加がありました。



セミナー風景



相談風景

休日無料相談会実施中

平日はお忙しくて、ゆっくり各種ローン、事業資金、資産運用及び年金などのご相談をされる時間のない方のために、休日無料相談会を東刈谷支店、幸田北支店及び本店営業部相談プラザ出張所、辻支店相談プラザの4店舗で下記のとおり開催しています。お気軽にご利用ください。

- ・本店営業部相談プラザ出張所と辻支店相談プラザは毎週土曜日の午前10時～午後4時まで開催。(1月・5月の第1土曜日は休業。)
- ・東刈谷支店は、第2・第4日曜日の午前10時～午後4時まで開催。
- ・幸田北支店は、奇数月の第3日曜日の午前10時～午後4時まで開催。



東海税理士会西尾支部の西尾税務相談所の支援

西尾信用金庫本店において、税理士による税務相談を予約優先で毎週月・水・金曜の午前10時から12時に開催しております。

※9月1日より本店営業部相談プラザの東側へ移転し開催します。
連絡先：0563-54-2511

本店営業部 相談プラザ出張所 新規開設 (平成30年6月26日)

お仕事帰りや土曜日にもご利用いただけます。

相談プラザ出張所では以下の業務を取扱っていますのでお気軽にご来店ください。



- ・住宅ローン、車の購入資金やお子さまの教育資金等の消費者ローン相談からご融資対応します。
(消費者ローンは平日に限り即時の融資対応もできます。)
- ・普通預金新規口座開設やキャッシュカードの即時発行ができます。
- ・税金納付 窓口での納付と税公金機械での納付もできます。
- ・投資信託、国債、地方債、生命保険、傷害保険、iDeCo等の預かり資産の相談から申込みができます。
- ・住所変更や届け出印鑑変更等の手続きや口座振替依頼書の受付をいたします。

営業日時

平日 (月・火・木・金) 午前11時～午後7時

土曜日 (祝日は営業) 午前10時～午後4時

休業日 水曜日・日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始・1月と5月の第1土曜日

地域貢献・環境保全に関する取組状況

サークル活動への支援

緑茶会(茶会)・鉢の木会(盆栽)・陶芸会などのサークル活動を支援しています。



たなばた茶会 (平成30年7月24日)

西尾市内の小中学校で茶道を学ぶ子どもたちが本格的な茶席を体験。西信緑茶会と連携して茶道部員やサタデープランに参加している児童生徒ら約800人の参加がありました。



夏休み親子金融教室 (平成30年7月26日・27日)

西尾市・碧南市および幸田町内の小学5年生とその保護者72組146人にご参加いただきました。



清掃ボランティア活動

西尾市の宮崎海岸、恵比寿海岸、寺部海岸を始め碧南市臨海公園・油が淵周辺・亀崎海浜緑地公園や花岳寺・華蔵寺など今年も延べ268人が参加しました。



西尾祇園祭 踊ろっ茶・大名行列への参加 (平成30年7月14日・15日)

西尾祇園祭の第24回市民総踊り「踊ろっ茶・西尾!!」と「大名行列」に当金庫職員も参加し多数が西尾の町を練り歩きました。



サッカー大会 (平成30年9月1日・2日)

東海四県から集まった24チーム480人が2日間にわたり第13回にしんカップ少年サッカー大会を刈谷市港町グラウンドにて開催しました。



年金友の会バスツアー (平成30年11月7日～16日)

第17回目となる今回は山陰湯村温泉へ736名のお客さまが参加されました。



賑わいと交流の拠点「西尾コンベンションホール」オープン (平成30年10月7日)

西尾の表玄関 名鉄西尾駅前に「賑わいと交流」の拠点として、当金庫が出資した西尾コンベンションホールがオープンしました。



創立105周年記念「ものまねエンターテイメント『コロツケコンサート』」(平成30年9月29日)

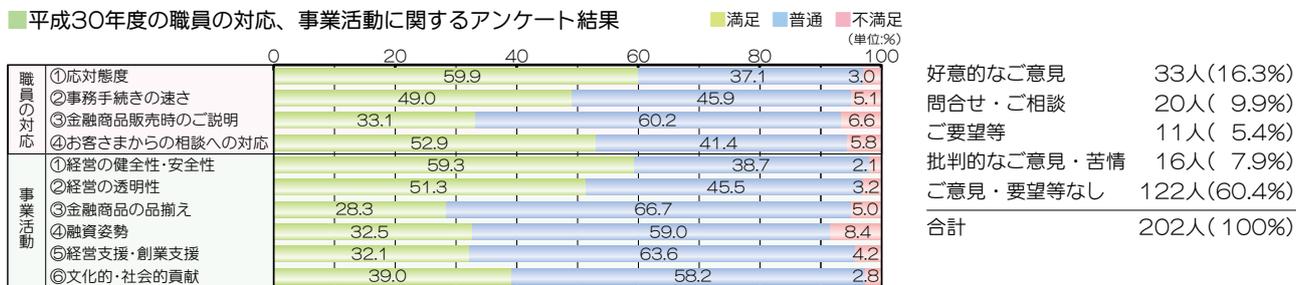
105周年となる本年は、ご愛顧いただいているお客さまと支え続けてくださった地域の皆さまへ感謝を込めた記念商品の1つ「にしん創立105周年記念懸賞品付定期預金」を発売し、当選した1,000組2,000名のお客さまを『コロツケコンサート』に招待いたしました。

企業の社会的責任(CSR)への取組み

CSRとは、「企業は、経済的利益を追求するだけでなく、社会に存在する組織として、同じ社会に存在し事業活動により影響を受ける様々な利害関係者(ステークホルダー)の要請に対し、事業活動のあらゆる段階で配慮し、本業を通じて応えること」とされており、西尾信用金庫の利害関係者(ステークホルダー)に対するCSRへの主な取組み状況は次のとおりです。

1 会員に対する取組み

■平成30年度の職員の対応、事業活動に関するアンケート結果



・上記の通り会員のみならず「お客さまアンケート」を実施し、アンケート結果を営業店にも伝達し、毎日の営業活動に反映させるようにしております。
・「会員限定金利優遇定期預金」の取扱い

2 お客さまに対する取組み

- ・電子記帳台の導入 (平成31年3月現在で全店舗48台導入)
- ・本支店・他金融機関あて即時振込の取扱時間の拡大開始 (平成30年10月9日～)
- ・キャッシュカード不正利用防止への取組 (平成28年12月1日～)
- ・ATMでのICキャッシュカード磁気異常の自動修復サービス開始 (平成31年2月27日～)
- ・来店不要型ローン取扱開始
- ・預金キャンペーンの実施
- ・投信インターネットサービスの取扱開始 (平成30年6月11日～)
- ・西尾信用金庫スマートフォン向けアプリ「西尾信用金庫アプリ」の取扱い
- ・LINE公式アカウントの取扱い
- ・企業支援活動
 - 西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会、西尾信用金庫の5者による、西尾市の認定創業支援事業計画に基づく創業支援事業の実施(創業キホン塾、創業支援セミナー)
 - お取引先を対象にした会員組織「にししん経営者倶楽部」での各種活動の実施
 - 「企業支援部」によるお取引先の経営改善策のアドバイス
 - お取引先の経営相談、情報提供のための講演会、研修会の開催
 - 「お取引先事業所の新入社員」に対するビジネスマナー研修の開催
 - 経営指標分析等を活用したお取引先への財務面のアドバイス
 - お取引先の紹介・ビジネスマッチング支援の実施
- ・「あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド」、「愛知中小企業再生2号ファンド」、「愛知中小企業再生3号ファンド」への出資
- ・「お客さま相談係」を設置
- ・「みなさまの声カード」の取扱い
- ・ハンディキャップのある方への対応
 - バリアフリー対応のATM設置、携帯助聴器・簡易筆談器の設置
 - 日本語・英語・中国語・ポルトガル語のコミュニケーションボードの設置
 - スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、昇降機等設置
 - 身障者専用駐車スペースの設置
- ・「にししん年金友の会」の年金ツアーの協賛
- ・金融円滑化への対応
 - ローンの電話・FAX・インターネット受付の導入
 - 振り込め詐欺撲滅強化運動の実施
 - 「がんばる中小企業応援ローン」の取扱い
 - 「成長事業応援特別資金」の取扱い
 - 「にししん事業再生(廃業・転業)支援金」の取扱い
 - 「地域活性化資金」の取扱い
 - 「地域活性化資金プラスワン」「にししん創業支援資金プラスワン」の取扱い
 - 「西尾市企業立地応援ローン」の取扱い
 - 「にししん事業承継応援ローン」の取扱い
 - 「にししん補助金チャレンジ資金」の取扱い
- 中小企業支援施策や補助金・助成金など、お取引先の経営に有用な情報のご提供、ご紹介
- 海外(シンガポール)最新事情視察ミッションの開催
- 「にししん事業承継税制改正セミナー」の開催
- 新事業進出、事業承継支援の一環としてのM&Aのご提案と専門家のご紹介
- 「先端設備等導入計画」等に関する説明会の開催
- 「ものづくり補助金セミナー」の開催
- 「IT導入補助金セミナー」の開催
- 「にししんシニア人材交流会」の開催
- 「新春経済講演会」の開催
- ・金融教育、職場体験学習、インターンシップの実施
- ・「金融機関取引に関するアンケート」を実施し、お客さまの当金庫に対する評価やご要望をお伺いし、お客さまのご期待に応えるため日々の活動に役立てるようしております。
 - ロビーの照明、ATMコーナー、喫煙コーナー等の改善
 - 年金・住宅ローン・資産運用・事業資金の休日無料相談会の実施店舗を拡大
 - 窓口受付システムの導入
- ・AED(自動体外式除細動器)の設置(現在17店舗に設置)
- ・営業店に雨傘、防災用ヘルメットの備え置き
- ・相続介護等各種セミナー

3 従業員に対する取組み

- ・障害者雇用の促進
- ・定年退職後の再雇用制度の推進
- ・福利厚生施設の充実
- ・各種クラブ活動
- ・親睦会支援制度
- ・メンタルヘルスクアを中心とした外部専門機関との提携(セーフティネット)
- ・パート職員等の正社員への登用制度導入
- ・白バイ隊研修
- ・あいちWISH企業の認定
- ・創立105周年記念 祝賀会・懇親会



▲創立105周年記念 祝賀会・懇親会

4 環境に対する取組み

- ・ハイブリッド車等環境適合車を購入するための「ECOカーローン」を発売
- ・消費電力削減への取組(LED照明の導入)
- ・電気自動車・電動バイク・電動自転車の使用
- ・地球温暖化対策への取組み(電気・ガス・水道・紙の節約)
- ・クールビズ、ウォームビズの実施
- ・住宅に環境配慮型設備の導入を実施するための「リフォームプラン・エコ」を発売
- ・文房具等事務用品の一部にエコ商品を使用
- ・全店より回収した紙類の溶解処理業者、リサイクル業者への持込
- ・新築店舗への太陽光発電設備の設置
- ・エコキャップ推進運動の実施
- ・エコ通勤デーの実施

5 地域社会・地方公共団体、国等への取組み

- ・地方公共団体の指定金融機関の受託
- ・反社会的勢力への対応
- ・「金融教育」講座
- ・にしんハイスクール・ものづくりコンテスト審査発表会開催 (平成30年11月4日)
- ・愛知県立愛知総合工科高校専攻科での「にしんものづくり人材養成課程」の開講(平成30年10月25日～平成31年1月11日)
- ・「西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の実施
- ・振り込み詐欺撲滅
 - 西岡崎支店表彰 (平成30年8月2日)
 - 岡崎支店表彰 (平成30年8月24日)
 - 振り込み詐欺撲滅活動 (平成30年12月14日)
 - 特殊詐欺被害防止キャンペーン (平成30年12月14日)
- ・災害時の業務継続態勢の確立
- ・マネーローダリングの防止
- ・認知症サポーターの養成



▲西岡崎支店表彰



▲岡崎支店表彰



▲特殊詐欺被害防止活動

6 社会貢献活動への取組み

西尾市制65周年として 「第2回 西尾千人太鼓」へ協賛 (平成31年3月17日)



- ・社会貢献活動
 - 献血 (平成30年5月1日)
 - AED講習 (平成30年10月4日)
- ・寄付活動
 - 日本赤十字社 愛知支部 平成30年7月豪雨義援金
 - 西尾市医師会
 - 西尾市歯科医師会
 - 鉢の木会
 - 西信緑茶会
 - オイスカ西尾推進協議会
 - 愛知こどもの国里山保護推進プロジェクト
 - 愛知こどもの国B21復活プロジェクト
 - 愛知県緑化推進委員会
 - 日本ユニセフ
 - (社)愛知県共同募金会
 - 公益財団法人 暴力追放愛知県民会議
 - 西尾市少年少女発明クラブ
 - 西尾市北部発展会へ米津川まつり協賛金
 - 吉良花火大会協賛金
 - 国宝公園の桜を守る会維持管理

西尾市内の小・中学校及び公立高等学校に 「神谷傳兵衛」の復刻本寄贈 (平成30年10月24日)



明治時代、日本中に国産ワインを広め、その後、三河鉄道株の発起設立を通じ三河地域の発展にも貢献した郷土の偉人の業績を伝え、子供達に郷土への誇りと愛着を深めてもらうため寄付。

- ・清掃活動などボランティア活動
 - こどもの国竹伐採及び荀掘り等 (平成30年4月22日)
 - 亀崎潮干祭り (平成30年5月3日・4日)
 - 桶狭間古戦場まつり甲冑隊 (平成30年5月14日)
 - 碧南市臨海公園清掃(春) (平成30年5月27日)
 - 宮崎海岸・恵比寿海岸・寺部海岸清掃 (平成30年6月24日)
 - 西尾祇園祭大名行列警備 (平成30年7月14日)
 - 油が淵周辺清掃 (平成30年7月23日)
 - 吉良ぎおん祭り鯛みこし参加 (平成30年7月22日)
 - 米津の川まつり参加及び清掃 (平成30年8月15日)
 - 半田山車まつり清掃 (平成30年10月6日・7日)
 - ナゴヤアドベンチャーマラソン (平成30年10月28日)
 - 花岳寺・華蔵寺清掃 (平成30年11月12日)
 - 碧南市臨海公園清掃(秋) (平成30年11月19日)
 - 西尾市環境イベント「環境Wave21」 (平成30年12月2日)
 - 名古屋ウィメンズマラソンボランティア (平成31年3月10日)
- ・地域イベントへの参加
 - にしんカップ少年サッカー大会 (平成30年9月1日・2日)
 - 西尾祇園祭・踊ろっ茶・西尾! (平成30年7月15日)
 - 七夕茶会 (平成30年7月24日)
 - 夏休み親子金融教室 (平成30年7月26日・27日)
 - はずストーンカップチャレンジレース (平成30年8月5日)
 - にしお駅伝 (平成30年12月16日)



献血協力



桶狭間甲冑隊



清掃活動(華蔵寺、花岳寺)



環境Wave21



名古屋ウィメンズマラソン2019

トピックス

新しい取組み

- 愛知県信用保証協会
「長期事業サポート保証制度」取扱い開始
(平成30年5月16日～)

- 「地域活性化資金プラスワン」「にししん創業支援資金プラスワン」の取扱い (平成31年1月～)

お取引先中小企業の皆様への円滑な資金供給と、創業・新事業を支援するため、当金庫及び日本政策金融公庫が協調する「地域活性化資金プラスワン」「にししん創業支援資金プラスワン」の取扱いを開始しました。

- 「宇頭支店・岡崎駅西支店・福地支店」
窓口業務の昼時間休業開始 (平成30年8月13日～)

窓口業務維持と職員の福利厚生を目的に昼時間休業を設けました。

窓口休業時間 11:30～12:30

- デンソーエアリービーズとホームタウンパートナーとしてスポンサー契約締結 (平成30年8月27日)

西尾市をホームタウンとするエアリービーズの活動を応援し、相互の付加価値向上につながる様々な取り組みを進めてまいります。10月23日よりエアリービーズ応援定期預金の取扱いを発売しました。

※デンソーエアリービーズ…V1リーグ所属女子プロバレーボールチーム



- JICAが開発途上国向けに実施する「金融規制監督」研修プログラムに協力 (平成30年11月22日)



- ATMでの通帳式定期預金の取扱い開始
(平成30年5月28日～)

- 投信インターネットサービスの取扱い開始
(平成30年6月11日～)

- QRコード決済「Origami pay」と契約締結
(平成30年10月4日)



「Origami pay」はQRコードを読み込むだけで決済が完了します。無料で簡単に始められて、財布もお釣りも必要ありません。

- IBおよびATMによる本支店・他金融機関あての即時振込取扱い時間拡大開始 (平成30年10月9日～)

- ATMでのICキャッシュカード磁気異常自動修復サービス開始 (平成31年2月27日)

- 還付金等詐欺の特殊詐欺防止策として
キャッシュカード振込機能の利用制限開始
(令和元年5月20日)

- ①65歳以上
- ②ATMで過去3年間当金庫キャッシュカードによる振込がないお客様

- 西尾信用金庫アプリの機能拡充
(平成31年1月15日～)

西尾信用金庫アプリにおいて個人IBの新規・変更申込および住所変更届、喪失届の受付ができるようになりました。



- 電子記帳台を全店に導入 (令和元年6月末現在)

電子記帳台でガイダンスに従いタブレットを操作することで、以下のお取引伝票が自動作成されます。



- ①新規口座開設
- ②変更届、紛失届、発見届
- ③定期預金、定期積金作成
- ④振込
- ⑤入金、出金、振替、両替

新店舗

- 横須賀支店新築移転オープン (平成31年3月25日)

車の出入りのしやすい店舗にしました。



- 高浜支店新築移転オープン (令和元年5月20日)

三州瓦を使用し、省エネ・CO2削減に配慮した店舗にしました。



西尾信用金庫はこう考えこう対応しています。

■ コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、お客さまから選択していただける金融機関となるため、健全性のさらなる向上と地域に密着した経営に努め、総会(総代会)、理事会、監事、会計監査人等による外部又は内部牽制体制のもとで、コーポレート・ガバナンスの態勢強化を図っています。

■ 総 会(総代会)

信用金庫は、一定の地域の中小企業や住民を会員とした協同組織の金融機関であり、会員は出資数に関係なく、1人1票の議決権を有しております。総会に代えて総代会制度を採用し、毎年6月に総代会を開催しております。

■ 理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、原則として毎月1回開催し、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事の定数は、定款により12人以内としており、令和元年6月30日現在の理事は12人となっております。

■ 監 事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算関係書類の確認等を行っております。

監事の定数は、定款により4人以内としており、令和元年6月30日現在の監事は4人となっております。

■ 会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士といった外部の専門家を活用し、会計処理・コンプライアンス・リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに、随時アドバイスも受けております。

■ 内部監査態勢

理事長直属の内部監査部門(監査部)において、金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく評価および問題点の改善方法の提言等を行っております。

■ 内部管理基本方針

当金庫は、内部管理システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置づけ、本方針に従って継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑦ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 監事への報告に関する体制
- ⑨ 監事に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 融資方針

当金庫は、融資業務にかかる基本として、「融資方針」を定めています。

1. 融資の目的
地域密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り、融資を通じて、地元経済・社会の健全な発展に貢献します。
2. 融資の対象
中小企業、個人事業主、個人を対象とした融資を基本とします。
3. 適切な融資慣行の確立
 - (1) 地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規定等を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な融資を行います。
 - (2) 融資にあたっては、お客さまの保護をまず考え、ご融資の内容を十分に理解していただくため、お客さまおよび連帯保証人さま等の知識、経験等の状況を踏まえた的確な説明を行います。
 - (3) 幅広い見識と常識に基づき原則に忠実な融資判断と、キャッシュ・フローを重視し、担保、保証に過度に依存しない融資を行います。
 - (4) 融資金が固定化することがないように配慮するとともに、リスクに見合った金利設定により適正かつ安定的な収益が確保できる融資を行います。
 - (5) 「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、反社会的勢力に対しては融資を行いません。
 - (6) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立します。尚、経営者保証については、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応します。

■ コンプライアンス(法令等遵守)態勢

西尾信用金庫では、地域とともに歩む金融機関として真に信頼されるためには、法令や法令等に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守し、いささかなりとも社会から批判を受けるようなことがあってはならないという基本的な考えの下で「コンプライアンスの徹底」を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

このため、法令等遵守に関する問題を統括する「リスク統括部」および法令等遵守のための諸施策を討議・推進する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、本部や各営業店に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置しています。さらに、平成20年3月には、コンプライアンス違反行為にかかる再発防止策の実効性の検証を行う「コンプライアンス推進役」を新たに任命するなど、コンプライアンス実現に向けた体制を構築しています。

また、法令等遵守の手引書である「コンプライアンス・マニュアル」、遵守すべき法令の具体的解説書である「コンプライアンス・マニュアル(法令編)」および「職員必携コンプライアンスカード」を全役職員に配付しています。さらに、外部講師によるセミナーなど研修・勉強会を積極的に開催するとともに、「コンプライアンス・チェックリスト」による遵守状況のチェック、職員との個別面接による指導の実施を通じて、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努め、コンプライアンス態勢の強化を図っています。

※コンプライアンス委員会

法令等遵守のための諸施策等を定期的に協議、推進しています。

■ 西尾信用金庫行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方と職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断とテロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

私ども西尾信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放愛知県民会議、愛知県金融機関暴力追放連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)対策を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、マネー・ローンダリング等リスク管理態勢を構築し、業務を遂行いたします。

1. 基本方針

マネー・ローンダリング等リスク管理態勢の構築に当たっては、同リスクが経営上極めて重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部署等に対応を委ねるのではなく、経営陣が主体的かつ積極的にマネー・ローンダリング等対策に関与いたします。また、マネー・ローンダリング等対策は、入口のチェック機能である「顧客の受入れに関する対応」と、日々の取引中での「モニタリング機能」の2つを対策の柱といたします。

2. 管理態勢

(1) 理事会は、マネー・ローンダリング等対策の重要性を認識および理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みいたします。
(2) マネー・ローンダリング等対策の責任者および主管部署を定めて、一元的な管理態勢を構築し、関連部署の適切な連携の下、金庫全体で横断的に対応いたします。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を「顧客の受入れに関する対応」に定め、実施いたします。

4. 法令等の遵守と顧客管理

関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備いたします。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直しいたします。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等が取引時確認または取引モニタリング・フィルタリング等により検知した疑わしい取引について、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、当局に対して直ちに届出いたします。

6. 経済制裁及び資産凍結

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネー・ローンダリング等対策の管理態勢について、独立した内部監査部署による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえて、継続的な態勢の改善に努めます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い

1. お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
2. 過去にご確認させていただいたお客さまの氏名・住所・生年月日やお取引の目的等を再度ご確認ください。また、各種書類等のご提出をお願いする場合があります。
3. 外国送金について、送金資金の原資や送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や質問へのご回答をお願いする場合があります。
4. 質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまについて、やむを得ず、お取引を制限等させていただく場合があります。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様相談窓口

お客さま相談室

TEL 0120-108760(フリーダイヤル) FAX 0563-56-7131

[受付時間] 平日 8:30~17:30

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)基本方針

西尾信用金庫は、資産運用、資産形成業務において、より一層の「お客さま本位の業務運営」を実現するため、以下を基本方針とし、これを遵守してまいります。

1. 商品・サービスのご提案

- ・商品・サービスのご提案にあたっては、お客さま一人ひとりの金融知識・投資経験・財産・投資目的を正確に把握させていただいて、それに沿うよう対応してまいります。
- ・そのため、お客さまの「中長期的な資産形成に関するお考え」、「受け入れることができるリスクの種類や度合い」などを確認してまいります。

2. 商品・サービスの品揃え

- ・様々なお客さまのご意向に沿えるよう、商品・サービスの充実に努めてまいります。
- ・品揃えは、商品・サービスの特性やリスクを十分に把握して選定するよう努めてまいります。

3. 商品・サービスのご説明

- ・お客さま一人ひとりが商品をご理解いただけるよう、商品・サービスに含まれるリスクや手数料をできる限り分かりやすくお伝えしてまいります。
- ・商品・サービスの説明資料については、適宜改善に努めてまいります。

4. お取引後の対応

- ・長期間にわたって安心してお取引いただけるよう、お取引後も投資判断の材料となる情報を定期的に提供してまいります。
- ・お客さま一人ひとりからのご質問やご要望に、できる限り丁寧に対応してまいります。

5. 商品・サービスの販売態勢

- ・研修を実施するなど、継続的に職員の能力開発を図り、お客さまへ適切な商品・サービスや情報を提供させていただき、評価制度にも反映させてまいります。

6. 利益相反管理

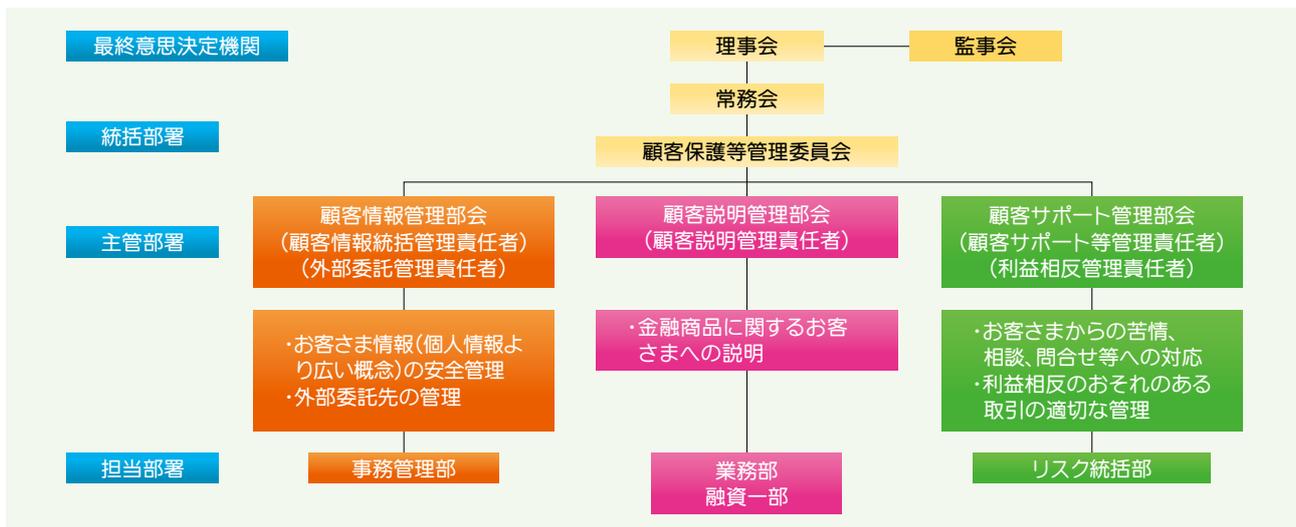
- ・別に公表しております「利益相反管理方針」に沿って、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。

顧客保護等管理態勢

西尾信用金庫では、お客さまや地域社会から信頼され必要とされる金庫として存在していくために、組織体制・内部規定の整備および方針の策定等に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまの保護および利便の向上を図るため、必要事項を協議・推進するための「顧客保護等管理委員会」と、その下部組織である「顧客情報管理部会」「顧客説明管理部会」「顧客サポート管理部会」の3つの専門部会を設け、それぞれの管理責任者を配置し、顧客保護にかかる内部手続きの実効性確保に努めています。

顧客保護管理に関する組織図



※顧客保護等管理委員会

顧客の保護および利便の向上を図るため、3部会（顧客情報管理部会（外部委託を含む）、顧客説明管理部会、顧客サポート管理部会）を設置し、必要事項を定期的に協議・推進しています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

利益相反管理への対応

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、「利益相反管理方針」を定めると共に、その方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。また、当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（8時30分～17時30分）に営業店またはお客さま相談室（フリーダイヤル：0120-108760）にお申し出ください。

■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客様相談課」にお尋ねください。

リスク管理態勢

多様化・高度化を余儀なくされている近年の金融機関業務では、ビジネスチャンスが拡大する一方で、リスクの種類や絶対量についても広域化・増大傾向がみられます。これらのリスクについては、単に回避を図るだけでなく、適正なリスクの洗出しや把握を行った上で許容可能な範囲を設定し、範囲内でのリスクの取得によってリターン（収益）を得ることも必要であると考えています。

西尾信用金庫では、リスク管理の高度化を経営上の最重要課題の一つとして位置づけています。その上で、各種リスクを統括して一元管理するための「リスク管理委員会」と、その下部組織である「信用リスク部会」「市場・流動性リスク部会」「オペレーショナル・リスク部会」の3つの専門部会を設けています。さらに、資産・負債双方を注視するため「ALM委員会」と、その下部組織である「ALM小委員会」をも設け、リスクとリターンの総合調整を図っています。

■ 主なリスク管理

対象リスク	内 容
信用リスク	<p>貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と貸出審査・管理部門、さらには自己査定監査部門をそれぞれ完全に分離するなど、厳格な管理体制をとっているほか、大口融資案件などの判断にあたっては、代表理事の全員が参加する「審査会」において審議しています。また、与信方針を明確化し、融資判断をより客観的に行うための「信用格付制度」、適格な担保評価を行うための「不動産担保管理システム」を導入しています。</p> <p>さらには、リスクの分散を図るため、同一取引先、あるいは同一業種へ融資が集中することがないように管理を徹底しています。</p>
市場・流動性リスク	<p>各種市場リスクを定量的に把握し、相場変動が収益や自己資本へおよぼす影響度等を明らかにしたうえ、資産・負債管理上の諸問題に対応しています。</p> <p>また、負債の状況に応じた保有資産の流動性についての管理を徹底し、支払準備には万全を期しています。</p> <p>なお、市場での資金運用に関しては、毎年度、その基本方針と種別別保有限度を定めることとしています。また、保有有価証券に関する取扱ルールを定め、時価の下落時には、これに従って対応することとしています。</p>
オペレーショナル・リスク	<p>■ 事務リスク</p> <p>事務管理態勢を強化するため、事務指導の充実、職員の教育・訓練などに積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、現場において自ら点検するため、月1回の店内検査を義務づけています。</p> <p>一方、内部監査態勢として、監査部が、本部各部および各営業店に対して、年1回の抜打定例臨店監査および随時の臨店監査を実施しています。これらの監査結果等を踏まえ、事務指導部門が各営業店に対して計画的な臨店事務指導を行うなど、事務リスクの排除に積極的に取り組み、事故の未然防止に万全を期しています。</p>
	<p>■ システムリスク</p> <p>コンピュータシステム、データ、ネットワークの管理には万全の態勢で臨んでいます。また災害等による不測の事態が発生した場合を想定した「コンピュータシステム危機管理計画書」（コンティンジェンシープラン）を制定し、迅速かつ適切な対応ができる体制としています。一方、顧客情報、企業機密等の漏洩や改ざんに対応するため、「プライバシーポリシー」、「セキュリティポリシー」を制定し、金庫の情報と情報システムの保護に努めています。</p>
	<p>事務リスク、システムリスク以外に、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、管理態勢の整備を図っています。</p>
	<p>■ 法務リスク</p> <p>顧客に対する過失による義務違反およびビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を言います。</p>
	<p>■ 人的リスク</p> <p>人事運営上などの問題から生じる損失・損害を言います。</p>
	<p>■ 有形資産リスク</p> <p>災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を言います。</p>
<p>■ 風評リスク</p> <p>当金庫の評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから生じる損失・損害を言います。</p>	



リスク管理委員会	業務の執行に伴い発生する各種リスク(信用リスク、市場・流動性リスク、オペレーショナル・リスク)の管理等に関する重要な事項を定期的に協議、推進しています。
A L M 委 員 会	金利変動リスク、価格変動リスク、流動性リスク等を極力回避し、資金の調達・運用の最適化および安定的な収益力の向上を図るため、資産・負債の総合的な管理を定期的に協議、推進しています。

ALMとは…Asset Liability Management の頭文字をとったものであり、資産と負債を総合的に管理することにより、リスクを把握・調整し、収益極大化のための望ましい資産と負債の組み合わせを考える経営手法のことです。

偽造・盗難・特殊詐欺によるキャッシュカードの被害防止への対応

当金庫では、お客さまの大切な資産をお守りするために、次のようなさまざまな取り組みをしています。

(令和元年6月現在)

項 目	対 応 状 況
キャッシュカードの利用限度	ATMでの1日あたり引出限度額 キャッシュカードによるATMでの1日の引出限度額は、一律50万円までとしています。(届出により変更できます。) 70歳以上の個人のお客さまで、2年間、ATMで出金をされていない口座について、ATMでの出金限度額を10万円としています。(届出により変更できます。)
	ATMでの1日あたり振込限度額 65歳以上の個人のお客さまで、3年間、ATMでカード振込をされていない口座について、ATM振込を停止しています。(届出により変更できます。)
暗証番号	ATMによる暗証番号変更サービス ATMにて暗証番号を変更できます。ただし生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい危険な暗証番号への変更はできません。
	ATM後方確認ミラー 全ATMに設置しています。
	ATM操作画面の覗き見防止フィルム 全ATMに設置しています。
	ATM暗証番号入力キーのシャッフル機能 ATMに数字配列を変更できるシャッフル機能を搭載し、覗き見により手元の動きで入力暗証番号が分からないようにしています。
ICカードの発行	偽造・変造が困難なICチップが内蔵されたICカードを普通預金・総合口座でご利用できます。
指静脈生体認証	平成24年12月3日より個人のICキャッシュカードに「指静脈生体認証情報」の登録受付を開始しております。 指静脈生体認証情報を登録すれば指静脈生体認証機能対応ATMでは登録者ご本人以外によるお取引ができなくなります。 指静脈生体認証による1日の引出限度額は200万円です。 (届出により変更できます。)

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

キャッシュカードの偽造・盗難、通帳(証書)の盗難およびインターネットバンキングを利用した不正な取引等によってお客さまの大切なご預金等が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、個人のお客さまがこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意ください。くわしくは店頭にてお問合せください。

偽造・盗難・紛失時のご連絡先

万一、キャッシュカード・通帳(証書)の偽造・盗難・紛失等にお気づきの場合には、すぐに下記の連絡先へご連絡願います。

平日の時間内(8:30~17:30)	当金庫の本支店へ
平日の時間外、当金庫の窓口休業日	監視センター(TEL.052-203-8299)へ

※夜間・休日は、監視センターの業務を名古屋の信金監視センターに委託しています。

平成30年度の事業概況

■ 経営環境

平成30年度の我が国経済は、大企業を中心とした設備投資や個人消費が底堅く推移し、全体として緩やかな景気拡大基調を維持しました。しかしながら、地域経済の担い手である中小企業においては、少子高齢化や人口減少に伴う地域産業の空洞化、慢性的な人手不足といった構造的問題に加え、原材料費の上昇やインターネット取引の伸展に伴う競合の多様化等により、必ずしもその恩恵を受けていないのが実状といえます。

このような経営環境の中、平成30年度は、新たな3か年計画『にしん「共創力」発揮3か年計画』のもと、「お客さまから頼りにされる“にしん”」、「働きがいのある“にしん”」、「地域とつながり地域に貢献する“にしん”」をスローガンに、その実現に向け、当金庫が有する「支援力・営業力」、「経営力・内部態勢」、「人財力・組織力」をそれぞれ深化・進化すべく取り組んでまいりました。また、経営環境の変化によってもたらされるリスクに対する管理、スピード感とスケジュール感を持ったPDCAサイクルによる業務検証、経営の効率化にも努めてまいりました。

これらの結果、当期の業績は、後述のとおり引き続いて安定した成果をあげることができました。

■ 預 金

皆さまにご愛顧いただいた結果、個人預金、法人預金共に伸張り、年間増加額515億円、増加率4.41%となりました。

■ ここがポイント!

お客さまのごニーズをタイムリーに捉えた商品販売などにより、順調に増加しています。



■ 貸 出 金

補助金などの公的施策を活用した事業資金によって運転資金などの資金需要に応諾できたことや、住宅ローンを始めとする個人の資金ニーズに応諾できたことにより、年間増加額230億円、増加率4.16%となりました。

■ ここがポイント!

地域のお客さまの様々な資金ニーズに応え、円滑な資金供給に努めています。



■ 有価証券

地域の皆さまへの資金供給に努めるだけでなく、金庫資産の流動性を高めるとともに、安定的な収益を確保するほか、金融機関としての公共性・社会性を発揮するため、国債、地方債、事業債などへの投資を行っています。平成30年度の期末残高は5,281億円となり、前期に比べ43億円減、減少率0.81%となりました。

■ ここがポイント!

信用リスクの低い債券を中心に購入し、仕組債をポートフォリオ全体の1%未満に抑えるなど堅実な運用を行っています。



■ 対処すべき課題

■ 課題解決型金融の推進

地域の成長・発展に資するためには、従来以上にお客さまと課題を共有し、お客さまに対する各種支援や金融仲介機能を発揮することが必要であり、これらを通じ、お客さまを取り巻く環境変化に適切に対応する必要があると考えています。

■ リスク管理の高度化

金融環境の変化に伴うリスクの多様化・複雑化に迅速かつ適切に対応し、経営の健全性を確保するため、ALMの高度化、融資審査・管理

■ 損益の状況

■ 業務純益

業務純益は4,037百万円となり、対前期比増加額17百万円、増加率0.43%となりました。

■ ここがポイント!

貸出金利息や債券売却益は減少しましたが、預金利息や物件費等の費用の減少により、業務純益は対前期比で増加しました。



■ 当期純利益

当期純利益は3,056百万円となり、対前期比増加額87百万円、増加率2.95%となりました。

■ ここがポイント!

内部留保による資本の積上げのため、当期純利益3,056百万円のうち3,000百万円を特別積立金として充当し、経営の健全性・安定性確保に努めております。



■ 利 回

有価証券利回は前期比0.01ポイント上昇し、預金利回は前期比0.02ポイント低下しました。一方、マイナス金利政策の継続による他行庫との金利競争の激化や既存の住宅ローン金利の引き下げにより、貸出金利回は前期比0.07ポイント低下しました。

■ ここがポイント!

預金利回は低下しましたが、各種キャンペーン定期預金を発売するなど、地域の皆様への利益還元に努めています。



■ 経費率

店舗の建替・リニューアルの際に照明のLED化を進めて消費電力の削減を図るなど、金庫全体で一層の経営効率化に取り組んだ結果、対前期比0.02ポイント低下し、0.69%となりました。

■ ここがポイント!

お客さまに良質な資金を安定的に供給するため、業界平均よりも低い経費率の維持に努めております。



の強化、内部管理態勢の強化など、総合的なリスク管理の高度化に引き続き努める必要があると考えています。

■ 経営体質の強化と人材育成

厳しい経営環境の中、地域やお客さまから確固たる信頼を勝ち得るためには、収益性・効率性・健全性を一層高めるとともに、質の高い人材の確保・育成が必要であると考えています。

■ 総資産利益率

預金積金の増加により、対前期比で総資産が3.29%、経常利益が2.08%、当期純利益は2.95%の増加となったことから、総資産経常利益率は0.01ポイント低下、総資産当期純利益率は横ばいでした。

■ ここがポイント!

総資産利益率の算出方法は $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(平均残高)} - \text{債務保証見返(平均残高)}}$ です。各利益よりも総資産の方が、対前期で増加率が大きく、総資産利益率は経常利益で低下、当期純利益で横ばいとなりました。



事務所

店舗一覧

(令和元年6月30日現在)

地図記号	店舗名	所在地	電話番号
◆◎	本店営業部	西尾市寄住町洲田51番地	0563-56-7112
□1	本店営業部 西尾市役所出張所	西尾市寄住町下田22番地	0563-54-9140
□2	本店営業部 相談プラザ出張所	西尾市熊味町南十五夜1番地3	0563-56-2400
□3	にしおしんきん インターネット支店	西尾市寄住町洲田29番地1(事務センター内)	0120-131-240
□4	平坂支店	西尾市平坂町細出33番地7	0563-59-6188
□5	米津支店	西尾市米津町久手50番地1	0563-56-5128
□6	寺津支店	西尾市寺津町亀井91番地1	0563-59-6501
◆7	中央支店	西尾市永楽町3丁目45番地	0563-56-8000
□8	矢田支店	西尾市国森町不動東81番地11	0563-57-5115
□9	下町支店	西尾市下町御城下19番地4	0563-56-6000
□10	桜町支店	西尾市緑町4丁目15番地	0563-57-5700
□11	福地支店	西尾市菱池町新田32番地2	0563-57-7101
◆12	一色支店	西尾市一色町一色亥新田65番地	0563-73-6611
□13	吉田支店	西尾市吉良町荻原桐杭46番地1	0563-32-0177
□14	横須賀支店	西尾市吉良町木田祐言97番地1	0563-35-0515
□15	幡豆支店	西尾市西幡豆町川原113番地1	0563-62-2376
□16	碧南支店	碧南市沢渡町1番地	0566-41-1900
□17	辻支店	碧南市住吉町3丁目73番地1	0566-48-2011
□18	高浜支店	高浜市神明町八丁目1番地11	0566-52-3211
◆19	刈谷支店	刈谷市桜町1丁目24番地1	0566-21-4655
□20	東刈谷支店	刈谷市松栄町2丁目15番地24	0566-23-8511
□21	小垣江支店	刈谷市小垣江町下半ノ木44番地6	0566-22-5955
□22	刈谷南支店	刈谷市大手町5丁目59番地2	0566-22-6611
□23	富士松支店	刈谷市今川町山ノ端128番地1	0566-36-1011
□24	安城支店	安城市相生町6番6号	0566-74-2411
□25	新安城支店	安城市住吉町七丁目17番地2	0566-98-4811
□26	桜井支店	安城市桜井町茶屋坊16番地14	0566-99-4855
□27	知立支店	知立市弘栄3丁目33番地	0566-82-2211
□28	岡崎支店	岡崎市上六名四丁目4番地5	0564-53-2411
□29	岡崎南支店	岡崎市上地3丁目48番地1	0564-53-3711
□30	美合支店	岡崎市美合町字平地25番地	0564-54-0321
□31	宇頭支店	岡崎市宇頭町字西側76番地2	0564-32-1515
□32	中島支店	岡崎市中島町字中道1番地1	0564-43-1515
□33	岡崎駅西支店	岡崎市柱二丁目5番地11	0564-54-7111
□34	岡崎北支店	岡崎市井ノ口新町7番地3	0564-25-5711
□35	六ツ美支店	岡崎市法性寺町字柳之内36番地1	0564-58-1011
□36	矢作支店	岡崎市東大友町字西浦4番地1	0564-32-8800
□37	西岡崎支店	岡崎市大和町字荒田51番地5	0564-34-3311
□38	幸田支店	額田郡幸田町大字芦谷字幸田46番地	0564-62-7111
□39	幸田北支店	額田郡幸田町大字大草字長根尻125番地	0564-62-5211
□40	形原支店	蒲郡市形原町東中畑46番地1	0533-57-3191
□41	蒲郡支店	蒲郡市八百富町3番8号	0533-68-6911
□42	豊明支店	豊明市栄町南姥子53番地	0562-98-8155
□43	大府共和支店	大府市共和町三丁目2番地3	0562-47-5311
□44	鳴海支店	名古屋市長区六田一丁目132番地	052-621-7111
□45	柴田支店	名古屋市長区柴田本通1丁目1番地1	052-612-2171
□46	成岩支店	半田市青山1丁目5番地の1	0569-24-6000
□47	半田支店	半田市岩清中町4丁目148番地の2	0569-26-1188
□48	亀崎支店	半田市亀崎町9丁目14番地	0569-28-6800

ATMは土曜・日曜・祝日も全店で営業しています。ただし、本店営業部西尾市役所出張所と西尾市民病院(1階)は平日9時~16時30分の営業となります。また、本店営業部相談プラザ出張所は水曜・日曜・祝日は休業日となります。

◆外貨両替取扱店 □外貨両替取扱店

店舗外自動機器

(令和元年6月30日現在)

地図記号	各店舗
西尾市	
■A	西尾市民病院(1階) 西尾市熊味町上泡原
○B	ヴェルサウォーク西尾(1階) 西尾市高島町三丁目
○C	おしろタウンシャオ(1階) 西尾市下町御城下
○D	ドミー寺津店(1階) 西尾市寺津町三丁目
○E	マックスパリュ西尾店 西尾市道光寺町西縄
○F	ヤマナカ西尾寄住店(1階) 西尾市寄住町泡原
○G	フィールAELU(1階) 西尾市上矢田町字浜道
○H	パロー西尾平坂店 西尾市平坂町如月
○I	道の駅にしお岡ノ山 西尾市小島町岡ノ山
○J	ドミー一色店(1階) 西尾市一色町対米九郎左
○K	一色中部 西尾市一色町一色下乾地
○L	ピアゴ吉良店(1階) 西尾市吉良町吉田天笠桂
○M	ポータウンミュウ(1階) 西尾市東幡豆町堂山
高浜市	
○N	Tぽーと(1階) 高浜市神明町八丁目
安城市	
○O	アンディ(1階) 安城市住吉町三丁目
知立市	
○P	ドミースーパーセンター知立店(1階) 知立市上重原町己ノ池
○Q	ギャラリエアピタ知立店(2階) 知立市長篠町大山
岡崎市	
○R	イオン岡崎南店(1階) 岡崎市戸崎町字ばら山
東浦町	
○S	イオン東浦ショッピングセンター(1階) 知多郡東浦町大字緒川字中新田二区
碧南市	
○T	ドミー新川店(1階) 碧南市千福町2丁目
○U	パロー碧南城山店 碧南市城山町一丁目
幸田町	
○V	スーパーセンターオークワ幸田店(1階) 額田郡幸田町大字六栗字蔵前
●信用金庫共同ATM(令和元年6月30日現在)	
JRセントラルタワーズ内	
○W	桜通口キャッシュコーナー スカイシャトルキャッシュコーナー
中部国際空港セントレア内	
○X	中部国際空港ターミナルアクセスプラザキャッシュコーナー
●岡崎信用金庫との共同ATM(令和元年6月30日現在)	
○Y	アピタ安城南店(1階) 安城市桜井町貝戸尻
○Z	フィールいつも(1階) 西尾市矢曾根町長配
●碧海信用金庫との共同ATM(令和元年6月30日現在)	
○a	刈谷市役所 刈谷市東陽町1丁目
○土曜・日曜・祝日営業 (刈谷市役所出張所は平日のみの営業となります)	

《西尾信用金庫アプリ》ダウンロードはこちらから(※無料)

西尾信用金庫アプリについてのお問い合わせ
西尾信用金庫 事務管理部
TEL0563-56-7955 平日 AM9:00~PM5:00



iOSの方 Androidの方

自動機器設置状況 令和元年6月30日現在
ATM(当金庫設置の現金自動預払機)124台

役員

(令和元年7月1日現在)

理事長 (代表理事)	近藤 実	常勤理事	板倉 正利
副理事長 (代表理事)	加藤 典男	常勤理事	平山 敬二
専務理事 (代表理事)	石川 清成	非常勤理事 (職員外理事)	山崎 浩司
常務理事 (代表理事)	小島 富雄	非常勤理事 (職員外理事)	谷口 勝司
常務理事	樫山 幸彦	常勤監事	足立 康行
常務理事	愛染 幸雄	常勤監事	杉原 正美
常勤理事	加藤 敦成	非常勤監事	高須 光
常勤理事	加藤 浩	非常勤監事 (員外監事)	小林 正明

執行役員

小島 富雄	(総務部長)
樫山 幸彦	(企業支援部長)
愛染 幸雄	(融資一部長・融資二部長)
加藤 敦成	(個人ローン部長)
加藤 浩	(事務管理部長)
板倉 正利	(監査部長)
平山 敬二	(リスク統括部長・お客さま相談室長)
米田 有孝	(業務部長)
吉崎 和浩	(本店営業部長・福地支店長)
市田 重親	(企画部長)
米津 聡	(営業統括部長・法人営業推進室長)

職員

(職員数)

(人)

	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31
男性	415	414	416	422	411
女性	294	303	310	316	327
計	709	717	726	738	738

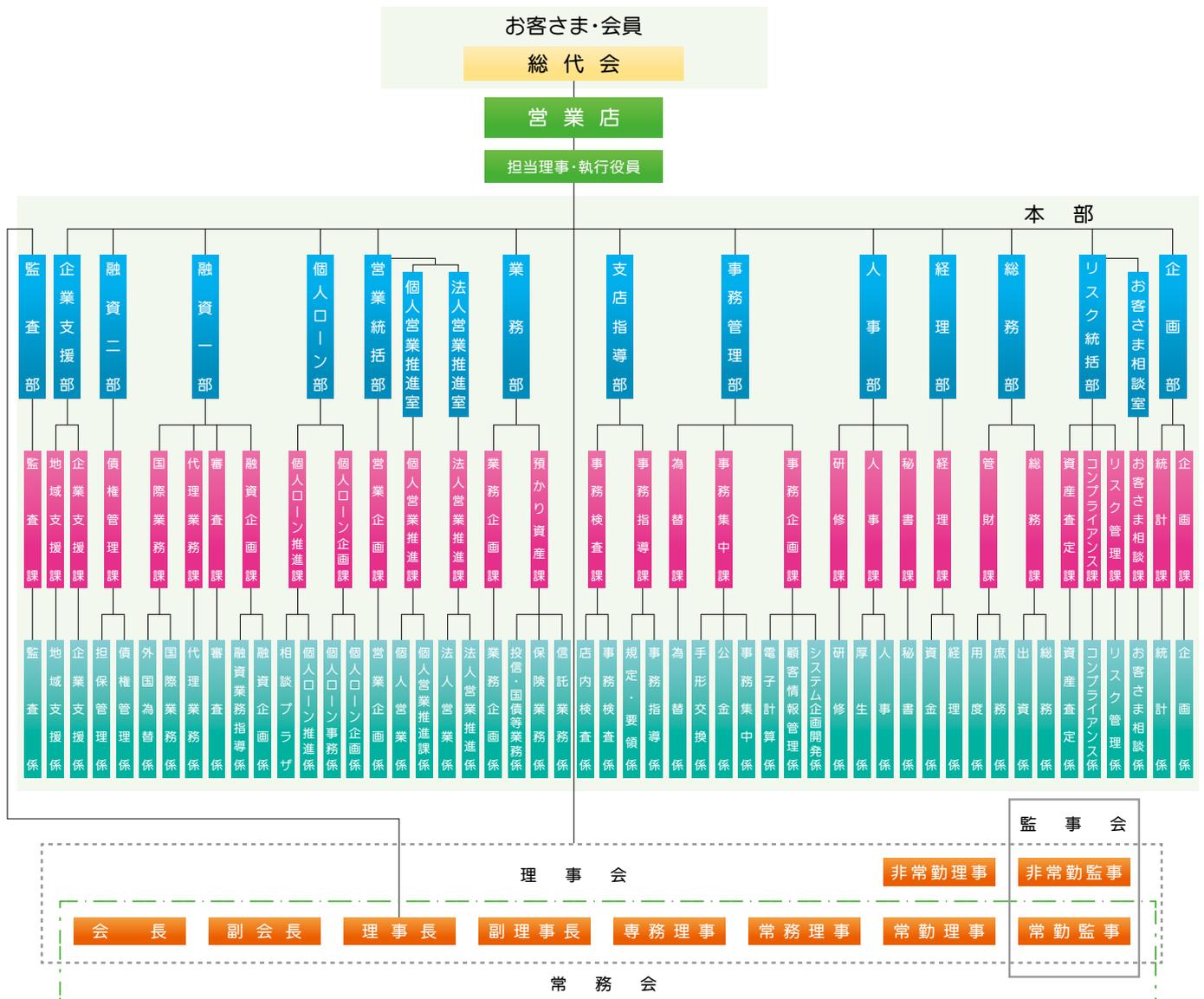
(平均年齢)

(年・月)

	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31
男性	40.11	40.09	40.04	40.04	40.07
女性	31.04	31.01	31.05	31.07	31.10
計	36.09	36.07	36.04	36.05	36.06

組織

(令和元年6月30日現在)



業務編

The volume on business

主要な事業の内容……………	35
商品・サービスのご案内……………	35

資料編

The volume on data

経営指標の推移……………	39
財務諸表……………	44
会計監査人の監査……………	45
財務諸表の適正性等……………	45
報酬体系……………	48
退職給付会計……………	48
時価情報……………	49
財産に関するその他の状況……………	50
バーゼルⅢに基づく開示……………	50
単体における事業年度の開示事項……………	50
連結情報……………	56
こんなときのQ&A……………	69



親しい人へ心を込めて贈る胡蝶蘭

西尾市では、抹茶やバラの他に胡蝶蘭の生産も盛んです。お祝いごとでギフトとして贈られる機会が多く、その花言葉は「幸福が飛んでくる」です。また、色によって花言葉は変わり、白色は「清純」、ピンク色は「あなたを愛します」などがあります。幸福が訪れるようにと願いを込めて贈られる胡蝶蘭は、受け取った人を豊かな気持ちにさせてくれます。

主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っています。

貸出業務

- 貸付…… 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っています。
- 手形の割引…… 銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取扱っています。

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式およびその他の証券に投資しています。

内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っています。

外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

付随業務

業務の代理

- 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 住宅金融支援機構等の代理店業務
- 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利息の支払代理業務
- 日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- 保護預かりおよび貸金庫業務
- 有価証券の貸付け
- 債務の保証
- 公共債の引受け
- 国債等公共債の窓口販売
- 投資信託の窓口販売
- 保険商品の窓口販売
- 両替
- 確定拠出年金運営管理業務
- M&A仲介業務
- 信託契約代理業務
- その他の業務

商品・サービスのご案内

預金業務

皆さまのライフスタイルにあわせた資産形成や生活設計にお役に立てるよう、豊富な預金商品をご用意しています。

◆印は預金保険の対象となる預金です。

(令和元年6月30日現在)

預金の種類		特 色
流動性預金	◆総合口座	1冊の通帳に貯める、支払う、受取る、借りるをセット。(個人の方のみ)
	◆普通預金	自由に出し入れができ、家計簿がわりにご利用でき、とても便利です。
	◆普通預金(決済用)	決済用は、お利息がつきません。
	◆貯蓄預金	出し入れ自由で、キャッシュカードもご利用いただけます。(個人の方のみ)
	◆当座預金	商取引に安全で、手形・小切手にご利用いただけます。
	◆通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。
	◆納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。納税支払いの場合はお利息は非課税です。
定期預金	◆期日指定定期預金	利息は1年の複利計算。1年据置後、一部引き出しもできます。
	◆スーパー定期	1,000円以上で運用する自由金利型定期預金です。
	◆大口定期預金	1,000万円以上の大口資金を運用する自由金利型定期預金です。
	◆定額複利預金	6か月据置後、自由にお引き出しがいただけます。一部引き出しもできます。(個人の方のみ)
	◆変動金利定期預金	お預入れから6か月ごとに利率が見直しされます。
定期積金	◆スーパー積金	毎月一定額を積立てていく月掛商品です。
財形預金	◆一般財形預金	勤労者が給与・ボーナスから天引きで積立てる預金です。
	◆財形年金預金	豊かな老後のための目的預金です。
	◆財形住宅預金	マイホームの取得のための目的預金です。
外貨預金	外貨定期預金	外貨建ての定期預金です。
	外貨普通預金	外貨建ての普通預金で、出し入れ自由です。

お願い：西尾信用金庫に初めてご預金をされる方は、ご本人を確認させていただく書類が必要となります。

■ 融資業務

地域の皆さまの様々な資金需要にお応えできるように各種ローンをお取扱っています。お気軽にご利用ください。

※ご融資にあたっては、所定の審査が必要となります。

(令和元年6月30日現在)

ローンの種類	特徴・お使用みち等
にしんカードローン	カード1枚で、いつでもご利用いただけます。お使用みちは自由です。
フリーローン	健全な暮らしの資金および事業性資金・おまとめ資金等なんでもご自由にご利用いただけます。
フリーローンフレックス	使用みちはご自由にご利用いただけます。
ワイドローンクイック	健全な暮らしの資金および事業性資金、おまとめ資金等なんでもご自由にご利用いただけます。
ECOカーローン	環境負荷の少ないハイブリッド車、環境適合車等の購入にご利用いただけます。
カーライフプラン	お車の購入・点検・免許取得の費用などにご利用いただけます。
予約型マイカーローン	契約極度額の範囲内で、お車の購入・点検・修理の費用など、見積書の提出により何回でもご利用いただけます。
にしん教育ローン	入学金・授業料など、教育関連資金にご利用いただけます。
福祉プラン	介護用機器の購入・設置資金などにご利用いただけます。
にしん住宅ローン	マイホームプラン実現のお手伝いにご利用いただけます。
無担保住宅ローン	不動産の購入、新築、建替、借換、リフォーム資金が無担保でご利用頂けます。
無担保住宅資金借換ローン	住宅ローンの借換に無担保でご利用いただけます。
リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム導入等、自宅のECOスタイル化にご利用いただけます。
リフォームローン	お住まいの増改築・改装等にご利用いただけます。
ホーミングローン	住宅購入に必要な諸費用に加え、定期借地物件の保証金などを無担保でご融資するローンです。
創業支援資金	新規創業を予定されている方、創業3年以内の方を幅広く支援するローンです。
にしん補助金チャレンジ資金	当金庫が補助金申請のサポートをした事業計画に必要な資金に対してご利用いただけます。
にしん事業承継応援ローン	円滑な事業承継の実現を幅広く応援するローンです。
西尾市企業立地応援ローン	西尾市の補助金・助成金を活用される企業が工場等の建設を支援するローンです。
事業者カードローン	カード1枚で、必要ときに繰り返しご利用いただけます。短期資金に大変便利です。
ビジネスオートローン	事業用自動車(トラックでも乗用車でもOKです。)の購入資金にご利用できます。
にしん機械担保ローン	機械設備を担保として事業資金をご融資するローンです。

上記のほか、一般融資・制度融資・代理貸付・各種提携ローンもございます。

■ サービス業務

皆さまの利便性向上のため、次のような各種サービスをお取扱っています。お気軽にご利用ください。

※各サービスのご利用は窓口での手続きが必要となります。

(令和元年6月30日現在)

サービスの種類	サービスの内容
自動受取サービス	年金・給与・ボーナス・配当金・保険金などが自動的にお客様の指定口座に振り込まれます。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	収納機関の受付端末機からキャッシュカードと暗証番号を入力するだけで、預金口座振替契約が完了するサービスです。
自動支払サービス	公共料金・税金・家賃・クレジット利用代金・ローンの返済などを預金口座から自動的に支払います。
集金代行サービス	お客様の集金業務を当金庫が代行いたします。
為替自動振込サービス	毎月一定日におお客様の指定された受取人の預金口座に自動的に送金します。
夜間金庫	営業時間終了後も、毎日の売上金などを安全にお預かりします。
貸金庫(保護預かり)	お客様の大切な書類、貴重品などを安全に保管いたします。
キャッシュサービス	ATMにより、お預入れ・お引出し・通帳記入・残高照会・お振込等がご利用できます。また、お引出し、残高照会は全国の信用金庫および提携金融機関、郵便局のキャッシュコーナーでもご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	にしんのキャッシュカードで全国のしんきんATMでも、平日/8:45~18:00の入出金および土曜日/9:00~14:00の出金が、原則、手数料無料でご利用いただけます。 *一部の信用金庫・ATMにおいて、このサービスがご利用いただけない場合がございます。
デビットカードサービス	にしんのキャッシュカードがお買物代金などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	インターネットを利用して総合振込、給与・賞与振込、都度振込、口座振替や残高照会等各種照会ができる法人および個人事業主さま向けのサービスです。税・料金等の払込(ペイジー)がご利用できます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話を利用してお振込や残高照会等ができる個人のお客様向けのサービスです。税・料金等の払込(ペイジー)がご利用できます。
外貨両替サービス	ドルやユーロを始めとする主要外国通貨の「パック販売」を取り扱っております。
キャッシュパスポートサービス	海外専用のプリペイドカードで渡航先のMasterCard対応ATMで現地通貨を引出したり、MasterCard加盟店でデビットカードとして利用できるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様のパソコン、携帯電話、スマートフォンから口座振替の手続きができるサービスです。
電子マネーチャージサービス	お客様の口座からEdyチャージができるサービスです。

上記のほか、各種サービスを取り揃えております。

■ インターネットバンキングにおける家計簿アプリや会計ソフトのフィンテック企業とAPI連携

	連携先	サービス内容	連携開始日
個人IB	(株)Zaim	家計簿サービス Zaim (個人向け家計簿サービス)	2019年5月20日~
	ソリマチ(株)	スマホ社長 (経営者向けスマホアプリ)	2019年5月23日~
法人IB	freee(株)	クラウド会計ソフト「freee」 (個人事業主・中小企業向けクラウド会計サービス)	2019年2月4日~

※従来より安全に利用できるようになりました。

証券業務

(令和元年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
公共債の窓口販売	国債、地方債を取り扱っています。
投資信託の窓口販売	株式投資信託を取り扱っています。

保険業務

(令和元年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
損害保険の窓口販売	長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行保険、傷害保険を取り扱っています。
生命保険の窓口販売	個人年金保険、終身保険、学資保険、がん保険、医療保険を取り扱っています。

相談業務

(令和元年6月30日現在)

業務の種類	相談内容
各種相談業務	各種ローン、年金、事業継承および資産運用などのご相談をさせていただきます。
休日無料相談	本店営業部相談プラザ出張所と支店相談プラザにおいては毎週土曜日(1月・5月の第1土曜日はお休み)、東刈谷支店においては毎月第2・第4日曜日に、また幸田北支店は奇数月第3日曜日に各種ローン、年金、資産運用および事業資金の休日無料相談会を開催しています。

確定拠出年金運営管理業務(対象範囲拡大 iDeCo)

(令和元年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
確定拠出年金運営管理業務	企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金の運営管理機関としての業務を行っています。

手数料一覧

(消費税含む/令和元年6月30日現在)

振込手数料

				同一支店宛	本支店宛	他行庫宛
振込	一般振込 ※1	依頼書渡	3万円未満	216円	324円	648円
			3万円以上	432円	540円	864円
		データ渡等 モバイルバンク	3万円未満	無料	108円	324円
			3万円以上	〃	216円	540円
	ATM振込	現金	3万円未満	108円	108円	432円
			3万円以上	216円	324円	648円
		キャッシュカード 信金・都銀・ 地銀・第二 地銀・信組の カードも取扱 できます。	3万円未満	無料	無料	324円
			3万円以上	無料	無料	540円
	インターネット 振込	個人・法人	3万円未満	無料	無料	324円
			3万円以上	無料	無料	540円
給与振込	依頼書渡 データ渡等	無料	無料	162円		
		無料	無料	162円		

※1「身体障害者手帳」を窓口でご呈示いただいた視覚障がいのある方で、1人ではATM利用が困難なお客さまは、ATM振込(キャッシュカード)の取扱いの手数料とさせていただきます。

マル専当座預金手数料

項目	料 金
マル専当座開設手数料	1件 3,240円
マル専手形用紙	1枚 540円

小切手帳・手形帳代金(1冊当り)

項目	料 金
小切手帳(1冊50枚)	648円
手形帳(1冊25枚)	432円
署名鑑登録(変更)手数料	無料

不動産担保手数料

項目		料 金	
新規設定手数料	設定金額	3千万円以下	32,400円
		3千万円超 5千万円未満	43,200円
		5千万円以上	54,000円
設定金額の増額・ 追加担保手数料	一律 (ただし、新規設定時の追加 条件を履行する場合は除く)	21,600円	

ローン関係手数料

項目		料 金			
にしん 住宅ローン A方式	新規事務手数料	融資金額	1千万円未満 54,000円		
		1千万円以上 2千万円未満	108,000円		
		2千万円以上	162,000円		
にしん リフォームローン	繰上げ返済手数料	固定金利選択型 (固定金利選択中)	全額	一律 32,400円	
			一部	一律 21,600円	
		上記以外住宅ローン	全額	借入後経過期間	3年以内 3,240円
				3年超	2,160円
				5年以内	2,160円
				5年超	1,080円
7年以内	無料				
7年超	無料				
にしん リフォームローン	契約変更事務手数料	一律	3,240円		
		一律	5,400円		
にしん リフォームローン	固定金利選択型住宅ローン 特約期間終了時の 再特約期間選択手数料	一律	5,400円		

取立関係手数料

ご利用区分	振込先区分	料 金
代 金 取 立	他地扱(至急)	1,080円
	他地扱(普通)	864円
	名古屋交換扱	432円
	当金庫本支店扱	432円
	当金庫同一店扱	無 料
割引手形取立	他地扱	864円
	名古屋交換扱	432円
	当金庫本支店扱	432円
	当金庫同一店扱	無 料
	その他	
そ の 他	送金・振込みの組戻手数料	1,080円
	不渡手形返却料	1,080円
	取立手形組戻料	1,080円
	取立手形店頭呈示料	1,080円

各種手数料

項 目	料 金	
残高証明書発行手数料	1通 216円	
融資証明書発行手数料	1通 10,800円	
自己宛小切手発行手数料	1枚 540円	
通帳・証書・カード再発行手数料	1件 1,080円	
個人情報回答書	1通 1,080円	
ファーム&ホームバンキングサービス 月額基本手数料(1お客さまにつき)	FB端末	3,240円
	ホームユース端末	1,080円
	プッシュホン・ファクシミリ	324円
	iモード端末	108円
	法人インターネットバンキングサービス	月額基本手数料 3,240円 (都度振込のみは無料)
ハードウェアトークン手数料	月額 108円	
個人インターネットバンキングサービス	月額基本手数料 無 料	
夜間金庫利用手数料	1件月額 5,400円	
入金帳発行手数料	1冊(50枚)	16,200円
	(大)	12,960円
	(中)	10,368円
	(小)	6,480円
貸金庫利用手数料(年額)	(大)	15,552円
	(中)	10,368円
	(小)	10,368円
両替手数料 ご希望またはご持参される 紙幣・硬貨の合計枚数	1~100枚	無 料
	101~500枚	216円
	501~1,000枚	432円
	1,001~2,000枚	648円
	以後1,000枚毎	+324円

でんさいネット利用手数料

◆でんさいネット基本手数料(月額)

	基本手数料
法人インターネットバンキングをご利用されているお客さま(都度振込のみの方を除く)	無 料
法人インターネットバンキングをご利用されていないお客さま(都度振込のみの方を含む)	1,080円

※本サービスは、初回利用時まで基本手数料は発生しません。
 ※手数料については、当月分が翌月25日(信用金庫休業日の場合は翌営業日)に決済口座より引き落とされます。
 ※当金庫所定の書面を当金庫取引店にご提出いただく方法で取扱うものについては、決済口座からの自動引落しではなく、取引店で利用手数料をお支払いいただけます。

ATM利用手数料

項 目	料 金				
引出し	当金庫カード	平日	8:00~22:00	無 料	
		土曜日			
		日曜日			
		祝日			
	他金庫カード	平日	8:00~8:45	108円	
			8:45~18:00	無 料	
			18:00~22:00	108円	
		土曜日	8:00~9:00	108円	
			9:00~14:00	無 料	
			14:00~22:00	108円	
		日曜日	8:00~22:00	108円	
				祝日	
信金以外の 他行カード および ゆうちょ銀行カード		平日	8:00~8:45	216円	
			8:45~18:00	108円	
	18:00~21:00		216円		
	土曜日	8:00~9:00	216円		
		9:00~14:00	108円		
	日曜日	8:00~21:00	216円		
			祝日		
預入れ	当金庫カード・通帳	平日	8:00~22:00	無 料	
		土曜日			
		日曜日			
		祝日			
	他金庫カード・通帳 <small>(※通帳については一部の 金庫では取扱いできません)</small>	平日	8:00~8:45	108円	
			8:45~18:00	無 料	
			18:00~22:00	108円	
		土曜日	8:00~9:00	108円	
			9:00~14:00	無 料	
			14:00~22:00	108円	
		日曜日	8:00~22:00	216円	
				祝日	
ゆうちょ銀行カード 第二地銀カード 信用組合カード 労働金庫カード イオン銀行カード		平日	8:00~8:45	216円	
			8:45~18:00	108円	
	18:00~21:00		216円		
	土曜日	8:00~9:00	216円		
		9:00~14:00	108円		
		14:00~21:00	216円		
日曜日	8:00~21:00	216円			
		祝日			

※店舗によりご利用日・ご利用時間帯が異なりますのでご了承ください。
 ※当金庫のキャッシュカードおよびローンカードを当金庫のATMでご利用いただく場合は、曜日、時間帯にかかわらず、いつでも時間外手数料が無料となりました。

◆でんさいネット利用手数料(1件あたり)

項 目	料 金	
発生記録	当金庫宛	324円
	他行宛	432円
譲渡記録	当金庫宛	216円
	他行宛	324円
分割譲渡記録	当金庫宛	216円
	他行宛	324円
単独保証記録		216円
変更記録	オンライン	216円
	書面	1,620円
通常開示	オンライン	無 料
特例開示	書面	2,700円
残高証明(書面)	都度発行方式	3,780円
	定例発行方式	1,620円
支払等記録		216円
口座間送金決済の中止(組戻)		1,080円
入金(取立)		216円
割引利用	全額割引	216円
	一部割引	216円

経営指標の推移

主要経営指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益(百万円)	15,507	16,225	15,422	15,228	14,782
経常利益(百万円)	4,630	4,936	4,307	4,498	4,592
当期純利益(百万円)	3,404	3,539	3,091	2,969	3,056
出資総額(百万円)	793	794	785	786	786
出資総口数(千口)	1,587	1,588	1,570	1,572	1,572
純資産額(百万円)	105,013	110,364	109,561	109,140	112,143
総資産額(百万円)	1,182,246	1,255,693	1,292,473	1,323,853	1,376,622
預金積金残高(百万円)	1,055,097	1,112,677	1,132,899	1,168,193	1,219,737
貸出金残高(百万円)	472,654	504,796	526,382	552,363	575,376
有価証券残高(百万円)	493,203	506,925	547,665	532,509	528,174
単体自己資本比率(%)	20.29	20.02	20.11	19.63	18.93
出資に対する配当金 (出資1口あたり)(円)	30	30	30	30	30
役員数(人)	10	10	11	12	11
うち常勤役員数(人)	9	10	10	10	9
職員数(人)	709	717	726	738	738
会員数(人)	64,926	65,186	64,578	64,928	65,242

損益に関する指標

業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円,%)

	平成29年度	平成30年度
資金運用収支	11,397,591	11,454,223
資金運用収益	12,403,254	12,276,297
資金調達費用	1,006,070	822,357
役務取引等収支	286,473	335,422
役務取引等収益	1,121,118	1,181,804
役務取引等費用	834,644	846,382
その他業務収支	355,994	439,078
その他業務収益	693,390	515,446
その他業務費用	337,396	76,368
業務粗利益	12,040,059	12,228,724
業務粗利益率	0.95	0.93

(注)1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(平成29年度407千円、平成30年度283千円)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

【用語解説】

業務粗利益：金融機関の基本的な業務から生ずる利益で、業務遂行に必要な費用を控除する前のものです。その内訳は、左表にありますように、①資金の運用と調達の利益差による利益(資金運用収支)、②振込みなどの手数料等による利益(役務取引等収支)、③有価証券や外国為替の売買等による利益(その他業務収支)の3つから成り、資金運用収支がほとんどを占めています。

資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回(%)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	1,261,665	1,303,741	12,403,254	12,276,297	0.98	0.94
うち貸出金	527,734	549,439	6,050,640	5,921,587	1.14	1.07
うち預け金	208,027	230,620	491,749	481,903	0.23	0.20
うちコールローン	172	141	1,918	2,812	1.11	1.98
うち有価証券	520,930	517,954	5,748,420	5,752,309	1.10	1.11
資金調達勘定	1,179,486	1,220,405	1,006,070	822,357	0.08	0.06
うち預金積金	1,145,013	1,183,219	988,261	808,208	0.08	0.06
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	34,973	37,655	17,649	14,099	0.05	0.03
うちコールマネー	7	2	159	49	2.00	2.35

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成29年度704百万円、平成30年度737百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度509百万円、平成30年度472百万円)および金銭の信託運用益(平成29年度584千円、平成30年度41,125千円)をそれぞれ控除して表示しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

総資金利鞘

(単位:%)

	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	0.98	0.94
資金調達原価率	0.78	0.73
総資金利鞘	0.20	0.21

資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定平均残高×100

資金調達原価率=(資金調達費用-金銭信託等運用見合費用+経費)÷資金調達勘定平均残高×100

総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	536,024	△581,991	△45,966	396,193	△523,149	△126,957
うち貸出金	275,729	△554,803	△279,074	233,925	△362,978	△129,053
うち預け金	30,986	△73,510	△42,524	47,209	△57,056	△9,846
うちコールローン	△452	1,174	722	△600	1,494	894
うち買入金銭債権	△1,106	△24	△1,131	6,064	1,152	7,217
うち有価証券	197,111	66,120	263,232	△33,050	36,939	3,889
支払利息	44,566	△277,272	△232,706	27,572	△211,285	△183,713
うち預金積金	36,486	△254,629	△218,143	26,096	△206,149	△180,053
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	5,181	△19,172	△13,991	1,005	△4,554	△3,550
うちコールマネー	△72	48	△24	△137	27	△110

(注) 1.残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高・利率両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しています。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.35	0.34
総資産当期純利益率	0.23	0.23

(注)この指標は、資産の規模に対する利益の大きさを見る指標で、ROAともいわれており、次の算式で算出しています。

総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費内訳

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
人件費	5,061,537	5,113,022
報酬給料手当	4,097,905	4,115,529
退職給付費用	310,739	354,130
その他	652,892	643,362
物件費	2,943,831	2,908,746
事務費	1,057,571	1,025,118
旅費・交通費	9,133	8,611
通信費	69,476	71,378
事務機械賃借料	2,158	2,158
事務委託費	748,244	710,883
固定資産費	520,335	476,866
土地建物賃借料	75,081	75,519
保全管理費	321,715	320,908
事業費	214,298	219,410
広告宣伝費	121,569	132,134
交際費・寄贈費・諸会費	83,087	76,343
人事厚生費	85,250	114,542
減価償却費	662,557	687,629
その他	403,818	385,180
税金	172,254	162,127
合計	8,177,623	8,183,896

役務取引等収益・費用の内訳

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
役務取引等収益	1,121,118	1,181,804
受入為替手数料	504,386	547,845
その他の受入手数料	616,731	633,958
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	834,644	846,382
支払為替手数料	254,379	252,627
その他の支払手数料	4,757	7,031
その他の役務取引等費用	575,506	586,723

その他業務収益・費用の内訳

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
その他業務収益	693,390	515,446
外国為替売買益	10,728	14,593
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	504,681	332,971
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	177,981	167,881
その他業務費用	337,396	76,368
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	335,616	73,908
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	1,779	2,460

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、その他の預金および譲渡性預金の平均残高

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
流動性預金	335,111	360,746
うち有利息預金	277,739	295,849
定期性預金	806,848	819,180
うち固定自由金利定期預金	766,174	781,440
うち変動自由金利定期預金	13	12
その他の預金	3,053	3,292
計	1,145,013	1,183,219
譲渡性預金	0	0
合計	1,145,013	1,183,219

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する
自由金利定期預金変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて
金利が変動する自由金利定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定自由金利定期預金・変動自由金利定期預金等の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
定期預金	759,636	793,555
固定自由金利定期預金	759,614	793,533
変動自由金利定期預金	12	12
その他	9	9

貸出金等に関する指標

貸出金の業種別残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:先,百万円,%)

業種区分	平成29年度			平成30年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	1,052	79,406	14.37	1,075	88,466	15.37
農業、林業	43	497	0.08	48	423	0.07
漁業	30	1,757	0.31	35	2,122	0.36
鉱業、採石業、砂利採取業	4	82	0.01	4	67	0.01
建設業	1,026	21,905	3.96	1,048	23,271	4.04
電気・ガス・熱供給・水道業	35	1,929	0.34	32	1,793	0.31
情報通信業	8	54	0.00	8	14	0.00
運輸業、郵便業	96	4,303	0.77	101	4,150	0.72
卸売業、小売業	826	32,029	5.79	835	33,607	5.84
金融業、保険業	33	44,513	8.05	34	45,718	7.94
不動産業	1,501	104,300	18.88	1,508	117,015	20.33
物品賃貸業	17	13,219	2.39	15	3,421	0.59
学術研究、専門・技術サービス業	117	1,428	0.25	129	1,609	0.27
宿泊業	17	1,405	0.25	16	1,490	0.25
飲食業	334	3,943	0.71	334	4,013	0.69
生活関連サービス業、娯楽業	200	6,116	1.10	201	6,049	1.05
教育、学習支援業	36	609	0.11	37	577	0.10
医療、福祉	235	20,487	3.70	250	20,844	3.62
その他のサービス	506	6,667	1.20	519	6,722	1.16
国・地方公共団体等	14	29,547	5.34	14	27,103	4.71
個人(住宅・消費・納税資金等)	17,427	178,158	32.25	17,313	186,891	32.48
合計	23,557	552,363	100.00	23,556	575,376	100.00

(注1) 信用金庫は地域金融機関であり、その地域を反映した業種別構成となりますが、当金庫では、大きく偏った資金運用はしていません。

(注2) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 手形貸付・証書貸付・当座貸越および
割引手形の期中平均残高 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
手形貸付	27,406	27,713
証書貸付	468,183	485,825
当座貸越	27,808	31,723
割引手形	4,335	4,176
合計	527,734	549,439

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金	552,363	575,376
うち変動金利	103,863	121,029
うち固定金利	448,500	454,347

■ 貸出金の担保の種類別残高 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
当金庫預金積金	7,228	7,345
有価証券	142	149
動産	376	342
不動産	142,902	149,279
その他	168	86
計	150,817	157,202
信用保証協会・信用保険	45,349	49,955
保証	273,088	282,878
信用	83,107	85,338
合計	552,363	575,376

■ 有価証券に関する指標

■ 商品有価証券の種類別の平均残高
該当ありません。

■ 預証率の期末値および期中平均値 (単位:百万円,%)

	平成29年度	平成30年度	
有価証券(期末残高)(A)	532,509	528,174	
預金(期末残高)(B)	1,168,193	1,219,737	
預証率	(A/B)	45.58	43.30
	期中平均	45.49	43.77

(注)1. 預金には定期預金および譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 債務保証見返の担保の種類別残高 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
当金庫預金積金	27	85
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	6	6
その他	—	—
計	33	91
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	429	195
信用	771	755
合計	1,234	1,042

■ 使途別の貸出金残高 (単位:百万円,%)

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	334,196	60.50	350,512	60.90
運転資金	218,167	39.50	224,863	39.10
合計	552,363	100.00	575,376	100.00

■ 預貸率の期末値および期中平均値 (単位:百万円,%)

	平成29年度	平成30年度	
貸出金(A)	552,363	575,376	
預金(B)	1,168,193	1,219,737	
預貸率	(A/B)	47.28	47.17
	期中平均	46.08	46.43

(注)1. 預金には定期預金および譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



有価証券の種類別の残高

(単位:百万円)

区 分		平成29年度		平成30年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	その他の目的	68,425	69,187	60,404	62,712
	合 計	68,425	69,187	60,404	62,712
地 方 債	その他の目的	169,118	164,955	173,560	168,566
	合 計	169,118	164,955	173,560	168,566
政 府 保 証 債	その他の目的	35,763	36,668	34,091	34,003
	合 計	35,763	36,668	34,091	34,003
公 社 公 団 債	その他の目的	49,559	49,990	44,739	46,947
	合 計	49,559	49,990	44,739	46,947
金 融 債	その他の目的	6,007	6,000	4,808	5,435
	合 計	6,007	6,000	4,808	5,435
事 業 債	その他の目的	139,623	139,337	132,558	132,704
	合 計	139,623	139,337	132,558	132,704
株 式	子会社・関連会社	25	25	25	25
	その他の目的	15,177	11,526	14,110	12,730
	合 計	15,202	11,551	14,135	12,755
外 国 証 券	その他の目的	23,957	22,450	29,331	26,494
	合 計	23,957	22,450	29,331	26,494
その他の証券	その他の目的	24,852	20,788	34,542	28,335
	合 計	24,852	20,788	34,542	28,335
合 計	子会社・関連会社	25	25	25	25
	その他の目的	532,484	520,905	528,149	517,929
	合 計	532,509	520,930	528,174	517,954

(注)上記各項目について売買目的および満期保有目的については残高はございません。

有価証券の残存期間別残高

平成30年3月期

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	11,113	11,803	14,785	6,570	516	23,636	—	68,425
地 方 債	2,552	32,710	42,484	34,128	57,242	—	—	169,118
社 債	16,273	70,716	63,748	74,232	5,982	—	—	230,953
株 式	—	—	—	—	—	—	15,202	15,202
外 国 証 券	502	5,076	2,989	2,847	11,577	—	964	23,957
その他の証券	—	21	—	—	12,920	61	11,849	24,852
合 計	30,442	120,329	124,008	117,777	88,238	23,697	28,016	532,509

(注)短期社債は該当ありません。

平成31年3月期

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	7,559	8,226	12,696	4,471	—	27,451	—	60,404
地 方 債	17,818	33,692	50,133	11,168	60,747	—	—	173,560
社 債	32,200	71,328	73,698	33,754	3,295	1,921	—	216,198
株 式	—	—	—	—	—	—	14,135	14,135
外 国 証 券	503	7,084	2,126	2,936	12,730	918	3,032	29,331
その他の証券	5	—	—	1,097	16,009	57	17,371	34,542
合 計	58,086	120,332	138,654	53,428	92,783	30,349	34,538	528,174

(注)短期社債は該当ありません。

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在
(資産の部)		
現金	11,332	8,551
預け金	209,539	245,271
コールローン	143	252
買入金銭債権	150	1,251
金銭の信託	473	500
有価証券	532,509	528,174
国債	68,425	60,404
地方債	169,118	173,560
社債	230,953	216,198
株式	15,202	14,135
その他の証券	48,810	63,874
貸出金	552,363	575,376
割引手形	5,563	5,319
手形貸付	28,146	29,138
証書貸付	480,450	499,714
当座貸越	38,203	41,202
外国為替	30	20
外国他店預け	30	20
その他資産	6,556	6,516
未決済為替貸	317	456
信金中金出資金	4,522	4,522
前払費用	0	1
未収収益	1,555	1,390
先物取引差入証拠金	10	10
金融派生商品	0	0
その他の資産	150	134
有形固定資産	12,573	12,396
建物	4,656	4,702
土地	6,591	6,402
リース資産	1	15
建設仮勘定	53	35
その他の有形固定資産	1,270	1,241
無形固定資産	119	105
ソフトウェア	46	34
その他の無形固定資産	72	70
前払年金費用	607	701
債務保証見返	1,234	1,042
貸倒引当金	△ 3,782	△ 3,539
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,354)	(△ 1,851)
資産の部合計	1,323,853	1,376,622

(単位:百万円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	1,168,193	1,219,737
当座預金	44,822	48,297
普通預金	311,745	337,686
貯蓄預金	1,765	2,140
通知預金	2,928	2,899
定期預金	759,636	793,555
定期積金	42,111	29,835
その他の預金	5,184	5,323
借入金	37,450	37,216
借入金	37,450	37,216
コールマネー	10	—
外国為替	—	0
売渡外国為替	—	0
その他負債	4,137	2,700
未決済為替借	404	550
未払費用	2,141	695
給付補填備金	97	9
未払法人税等	1,055	994
前受収益	149	150
払戻未済金	13	14
金融派生商品	0	0
リース債務	1	15
資産除去債務	45	58
その他の負債	226	210
賞与引当金	165	163
役員賞与引当金	19	17
役員退職慰労引当金	241	244
睡眠預金払戻損失引当金	12	16
偶発損失引当金	57	55
繰延税金負債	3,189	3,283
債務保証	1,234	1,042
負債の部合計	1,214,712	1,264,478
(純資産の部)		
出資金	786	786
普通出資金	786	786
資本剰余金	2	2
資本準備金	2	2
利益剰余金	98,138	101,148
利益準備金	800	800
その他利益剰余金	97,337	100,347
特別積立金	94,110	97,110
当期末処分剰余金	3,227	3,237
会員勘定合計	98,927	101,937
その他有価証券評価差額金	10,213	10,206
評価・換算差額等合計	10,213	10,206
純資産の部合計	109,140	112,143
負債及び純資産の部合計	1,323,853	1,376,622

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
経常収益	15,228,015	14,782,397
資金運用収益	12,403,254	12,276,297
貸出金利息	6,050,640	5,921,587
預け金利息	491,749	481,903
コールローン利息	1,918	2,812
有価証券利息配当金	5,748,420	5,752,309
その他の受入利息	110,525	117,684
役務取引等収益	1,121,118	1,181,804
受入為替手数料	504,386	547,845
その他の役務収益	616,731	633,958
その他業務収益	693,390	515,446
外国為替売買益	10,728	14,593
国債等債券売却益	504,681	332,971
その他の業務収益	177,981	167,881
その他経常収益	1,010,252	808,848
貸倒引当金戻入益	—	54,371
償却債権取立益	7,637	2,598
株式等売却益	987,605	700,200
金銭の信託運用益	—	41,125
その他の経常収益	15,010	10,552
経常費用	10,729,320	10,189,706
資金調達費用	1,006,070	822,357
預金利息	947,404	775,253
給付補填備金繰入額	40,856	32,955
借入金利息	17,649	14,099
コールマネー利息	159	49
役務取引等費用	834,644	846,382
支払為替手数料	254,379	252,627
その他の役務費用	580,264	593,754
その他業務費用	337,396	76,368
国債等債券売却損	335,616	73,908
その他の業務費用	1,779	2,460
経費	8,177,623	8,183,896
人件費	5,061,537	5,113,022
物件費	2,943,831	2,908,746
税金	172,254	162,127
その他経常費用	373,586	260,702
貸出金償却	—	29,547
貸倒引当金繰入額	62,250	—
株式等売却損	57,783	208,816
株式等償却	186,545	—
金銭の信託運用損	23,311	—
その他の経常費用	43,694	22,338
経常利益	4,498,694	4,592,691
特別利益	41,119	2,020
固定資産処分益	41,119	2,020
特別損失	307,623	263,273
固定資産処分損	51,612	6,705
減損損失	256,011	256,568
税引前当期純利益	4,232,190	4,331,438
法人税、住民税及び事業税	1,228,282	1,213,135
法人税等調整額	34,881	61,462
法人税等合計	1,263,163	1,274,597
当期純利益	2,969,027	3,056,841
繰越金(当期首残高)	258,763	180,950
当期末処分剰余金	3,227,790	3,237,791

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
	(平成30年6月14日 総代会承認)	(令和元年6月17日 総代会承認)
当期末処分剰余金	3,227,790,862	3,237,791,295
剰余金処分額	3,046,840,677	3,046,825,254
普通出資に対する配当金	46,840,677	46,825,254
特別積立金	3,000,000,000	3,000,000,000
繰越金(当期末残高)	180,950,185	190,966,041

会計監査人の監査

令和元年6月17日開催の第106期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2 第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等

平成30年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月17日

西尾信用金庫
理事長 近藤 実

貸借対照表 平成31年3月期 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づき時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 17年～50年
その他 2年～50年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却等の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての償却は、資産の自己査定事務取扱要領に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理計算上の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月31日現在） 0.7579%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法が当該期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金129百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによるヘッジの有効性評価の方法については、外貨建金融負債債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融負債債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 8百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 25百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 403百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 943百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 9,713百万円
- 有形固定資産の圧縮仮帳額 152百万円
- 貸出金のうち、破綻先償却額は 31百万円、延滞債権額は 7,126百万円あります。
なお、破綻先償却とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその事由により元本又は利息の取立とは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出金を適予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,783百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償却、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先償却額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は

13,940百万円あります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,319百万円あります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	40,372百万円
預け金	3,040百万円
その他の資産	2百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,561百万円
借入金	37,216百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金 20,000百万円、先物取引証拠金として、現金10百万円を差し入れております。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,630百万円あります。
31. 出資1口当たりの純資産額 71,301円16銭
32. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出規定及び信用リスク管理規定等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資一部、融資二部、企業支援部、リスク統括部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、信用リスク部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会運営要綱や市場リスク管理規定上、リスク管理手法や手続等の詳細を明記し、ALM委員会やリスク管理委員会としてリスク管理施策の実施状況の把握・確認と今後の対応等の協議を行い、金利リスクを管理しております。

日常的には、企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や一定の金利変動を想定した上での金利リスク量の計測、金利更改を動機とした期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についてモニタリングを行い、定期的に開催されるALM委員会やリスク管理委員会に報告を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、外国為替事務取扱規定等の諸規定に従い、持高限度額等を定め、為替リスクの管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規定に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、経理部及び市場・流動性リスク部を通じ、常務会、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「買入金債権」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利シミュレーションを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつては定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動額を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方バレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%・米ドル金利の場合2.00%上昇）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、37,928百万円減少するものと把握しております。

ただし、「預金積金」のうち「外貨預金」、「預け金」のうち「外貨預け金」については、資産または負債の5%未満であり、また同等額を同期間で調達・運用しているため、金利リスクに関して重要性に乏しいと考え、日本円に換算し算出しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、非上場株式及び組合出資金を除く「有価証券」について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（原則、保有期間6か月・信頼区間99%・観測期間5年）により算出しており、平成31年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は10,956百万円です。

なお、当庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮し長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

33. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	245,271	245,253	△18
(2) 有価証券			
その他有価証券	521,050	521,050	—
(3) 貸出金(※1)	575,376		
貸倒引当金(※2)	△3,533		
	571,842	569,647	△2,195
金融資産計	1,338,164	1,335,951	△2,213
(1) 預金積金	1,219,737	1,221,065	1,328
(2) 借入金	37,216	37,235	18
金融負債計	1,256,953	1,258,301	1,347
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期がない、または、約定期間が短期間(1年未満)の預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期までの期間が1年以上ある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

私券債は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に私券債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については34から36に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、外貨預金については約定期間が短期間(1年以内)であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のもの、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物、通貨スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	25
非上場株式(※1)	719
投資信託(※2)	5,870
組合出資金(※3)	508
合 計	7,123

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資信託のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金(※1)	147,231	84,040	14,000	—
有 価 証 券				
その他有価証券のうち満期があるもの	57,591	251,982	143,565	28,357
貸 出 金(※2)	82,006	146,025	107,770	198,174
合 計	286,830	482,047	265,335	226,532

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先債権及び6カ月以上延滞債権の償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(※)	935,470	284,267	—	—
借 入 金	10,233	26,733	250	—
合 計	945,703	311,000	250	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下36.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,372	3,583	1,789
	債 券	449,249	437,681	11,567
	国 債	60,091	57,238	2,853
	地 方 債	173,558	170,036	3,522
	社 債	215,598	210,406	5,192
	そ の 他	40,287	38,362	1,924
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	494,909	479,627	15,281
	株 式	8,018	8,971	△953
	債 券	914	920	△6
	国 債	313	318	△5
	地 方 債	2	2	—
	社 債	599	600	△0
そ の 他	17,208	17,452	△244	
小 計	26,141	27,344	△1,202	
合 計		521,050	506,971	14,078

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	株 式	3,573	675	208
	債 券	42,411	266	—
	国 債	8,068	123	—
	地 方 債	34,342	142	—
	社 債	—	—	—
そ の 他	1,045	66	70	
小 計	47,030	1,008	278	

36. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上下落した場合は、一律に減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合は、市場価格の推移及び市場環境の動向、発行会社の業況等の推移等を考慮の上、時価の回復可能性が認められると判断される銘柄以外を減損処理しております。また、時価の把握が極めて困難と認められる銘柄については、取得原価に対して実質価格が原則として50%以上下落した銘柄を減損処理することとしております。当事業年度における減損処理はありません。

37. 運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	500	28

38. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は149,866百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが33,211百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

	繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金	448百万円	繰延税金負債
減価償却費	144百万円	その他有価証券評価差額金
減損損失	140百万円	前払年金費用
未払事業税	76百万円	その他
その他	275百万円	繰延税金負債合計
繰延税金資産小計	1,084百万円	繰延税金負債の純額
評価性引当額	△298百万円	
繰延税金資産合計	785百万円	

損益計算書 平成31年3月期 注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 1,346千円
子会社との取引による費用総額 60,591千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 1,946円34銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
半田市	営業店舗	土地	79,136
		建物	17,213
浦都市	営業店舗	建物	85,982
		建物	5,366
西尾市他	非営業店舗	建物	68,869
		その他の有形固定資産ほか	256,568
合 計			256,568

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店と一つのグループ(ピング)、遊休資産については、各々一つの単位でグループピングしております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことと共有資産としております。

主要な資産の時価の著しい下落や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであったこと等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額256,568千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は主に不動産鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.726%で割り引いて算定しております。

5. 子会社等との取引は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	子会社等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子法人等	にしん信用保証(株)	所有 直接10%	各種ローンの債務保証	貸出金の被保証	46,488	証書貸付	—
				住宅ローンカードローン債務保証履行に伴う代位弁済	63	当座貸越	—
					9		

にしん信用保証(株)より各種ローンの保証を受けております。なお、住宅ローンの保証料については顧客が直接保証会社に支払っております。カードローンの保証料については、金庫が保証会社に支払っております。

報酬体系

対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算出基準等に関して、規定で定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	226

(単位:百万円)

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は「基本報酬」180百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」25百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

2. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計

採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、昭和60年7月1日から適格退職年金制度に加入し、平成18年12月1日より確定給付企業年金制度(擬似キャッシュバランス制度)へ全面移行しています。

また、複数事業主(信用金庫等)により設定された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

退職給付債務に関する事項

区分	金額
退職給付債務(A)	3,393,060
年金資産(B)	4,035,888
前払年金費用(C)	△701,729
未認識過去勤務債務(D)	—
未認識数理計算上の差異(E)	58,901
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—

(単位:千円)

退職給付費用に関する事項

区分	金額
勤務費用	511,516
利息費用	17,005
期待運用収益	△122,027
過去勤務債務処理額	—
数理計算上の差異処理額	△52,363
会計基準変更時差異処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用(計)	354,130

(単位:千円)

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要
割引率	0.50%
期待運用収益率	3.00%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から損益処理する。)

時価情報

有価証券の時価情報

■ 売買目的有価証券
該当ありません。

■ 満期保有目的の債券
該当ありません。

■ その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	11,835	9,117	2,718	5,372	3,583	1,789
	債 券	439,321	426,353	12,968	449,249	437,681	11,567
	国 債	64,756	62,262	2,493	60,091	57,238	2,853
	地 方 債	149,206	145,367	3,838	173,558	170,036	3,522
	社 債	225,358	218,722	6,635	215,598	210,406	5,192
	そ の 他	12,780	12,302	477	40,287	38,362	1,924
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	小 計	463,937	447,773	16,164	494,909	479,627	15,281
	株 式	2,923	3,170	△246	8,018	8,971	△953
	債 券	29,175	29,396	△221	914	920	△5
	国 債	3,669	3,760	△91	313	318	△5
	地 方 債	19,911	20,001	△89	2	2	—
	社 債	5,594	5,634	△40	599	600	△0
そ の 他	31,080	32,723	△1,643	17,208	17,452	△244	
小 計	63,179	65,290	△2,111	26,141	27,344	△1,202	
合 計		527,117	513,064	14,053	521,050	506,971	14,078

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	25	25
非 上 場 株 式	418	719
投 資 信 託	4,849	5,870
組 合 出 資 金	99	508
合 計	5,392	7,123

(注)1. 子会社・子法人等株式、非上場株式について

は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

2. 投資信託のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

3. 組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

金銭の信託の時価情報

■ 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成29年度	平成30年度
貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
473	500
当事業年度の損益に含まれた評価差額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
△23	28

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

平成29年度					平成30年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
					0	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価情報

■ 金利関連取引

該当ありません。

■ 通貨関連取引

(単位:百万円)

店頭	種類	平成29年度				平成30年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—
	為替 売建	10	—	10	0	15	—	15	△0
	予約 買建	19	—	19	△0	19	—	19	0

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されるものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定 割引現在価格等により算定しております。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 商品関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

財産に関するその他の状況

外貨建資産

(単位:千米ドル)

科目	平成29年度	平成30年度
外国通貨	81	85
コールローン	1,350	2,280
外貨貸付金	—	—
有価証券	140,189	152,176
外国為替	267	180
預け金	18,645	13,400
金銭の信託	4,457	4,510
合計	164,990	172,633

(注)有価証券からは、ユーロ円建債を除いています。

バーゼルⅢに基づく開示

バーゼルⅢについて

バーゼルⅢは、バーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した金融機関の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことです。

金融機関の自己資本の質と量の見直しが柱で、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化などを踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力の向上を促すことを目指しており、以下に示した「3つの柱」から成り立っています。

第1の柱

最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、信用リスクの計測をより精緻化するとともに、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為・システム障害などにより金融機関が損失を被るリスク)の計算が導入されています。

単体における事業年度の開示事項

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識した上で与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと同時に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスク計量の高度化に向けた取組みを進めております。

信用リスク管理の状況については、四半期毎あるいは必要に応じて信用リスク部に報告し、重要な事項についてはリスク管理委員会において協議し、必要に応じて理事会に付議・報告しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。

①R&I ②JCR ③Moody's ④S&P

貸出金償却

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却	—	29

第2の柱

銀行勘定の金利リスクや与信集中リスクなど「第1の柱」で捉えられないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという自己管理型のリスク管理を促しています。

また、金融当局は各金融機関のリスク管理の方法について検証・評価を行うこととなっております。

第3の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率やその算出過程、算出根拠などについて単体・連結別の情報開示が求められています。

エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

信用リスク削減手法の保証を適用するにあたり、被保証部分については保証人の格付によるリスク・ウェイトを適用しています。

内部格付制度の概要

バーゼルⅢでは信用リスク計測手法として①標準的手法、②基礎的内部格付手法、③先進的内部格付手法の3通りの計測手法から、自金庫のリスク管理のレベルに合せて選択が可能となっています。

当金庫は標準的手法を選択しています。標準的手法とは各資産毎に金融庁が定めたリスク・ウェイトを用いてリスクアセット額を計算する方法です。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国内	1,272,743	1,312,012	551,600	574,973	705,963	722,191	105	7	932	322
国外	38,678	25,887	10	-	38,668	25,887	-	-	-	-
地域別合計	1,311,422	1,337,899	551,611	574,973	744,631	748,078	105	7	932	322
製造業	133,498	139,705	78,850	87,860	54,647	51,845	-	-	18	19
農業、林業	497	423	497	423	-	-	-	-	-	-
漁業	1,757	2,122	1,757	2,122	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	82	67	82	67	-	-	-	-	-	-
建設業	22,590	24,012	21,847	23,294	743	717	-	-	55	21
電気・ガス・ 熱供給・水道業	28,354	27,768	1,930	1,789	26,424	25,978	-	-	-	-
情報通信業	12,403	10,707	54	14	12,348	10,692	-	-	-	-
運輸業、郵便業	71,318	67,084	4,304	4,150	67,014	62,933	-	-	-	-
卸売業、小売業	44,244	45,619	31,572	33,296	12,671	12,323	0	-	360	143
金融業、保険業	321,559	356,944	44,754	45,918	276,699	311,018	104	7	-	-
不動産業	132,156	140,058	103,689	116,614	28,467	23,443	-	-	361	41
物品賃貸業	13,223	3,425	13,220	3,422	3	3	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,428	1,610	1,428	1,610	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,298	1,487	1,298	1,387	-	100	-	-	88	86
飲食業	3,925	3,995	3,925	3,995	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業	6,688	6,424	6,113	6,049	575	375	-	-	-	-
教育、学習支援業	699	678	608	577	91	100	-	-	-	-
医療、福祉	21,123	21,478	21,123	21,478	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	6,913	7,009	6,667	6,722	246	286	-	-	-	-
国・地方公共団体等	282,231	263,210	29,622	27,172	252,609	236,038	-	-	-	-
個人	178,261	187,004	178,261	187,004	-	-	-	-	48	10
その他	27,163	27,061	-	-	12,089	12,221	-	-	-	-
業種別合計	1,311,422	1,337,899	551,611	574,973	744,631	748,078	105	7	932	322
1年以下	248,123	311,982	115,502	121,236	132,515	190,745	105	0		
1年超3年以下	272,276	282,497	79,801	83,753	192,475	198,743	-	-		
3年超5年以下	181,565	197,213	61,272	62,922	120,293	134,290	-	-		
5年超	539,129	476,927	294,436	306,801	244,692	170,118	-	7		
期間の定めのないもの	70,327	69,279	598	258	54,654	54,179	-	-		
残存期間別合計	1,311,422	1,337,899	551,611	574,973	744,631	748,078	105	7		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、信金中金出資金、未収利息等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	1,629	1,427	—	1,629	1,427
	平成30年度	1,427	1,687	—	1,427	1,687
個別貸倒引当金	平成29年度	2,142	2,349	51	2,084	2,354
	平成30年度	2,354	1,846	188	2,160	1,851
合計	平成29年度	3,771	3,776	51	3,714	3,782
	平成30年度	3,782	3,533	188	3,587	3,539

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当金庫では、自己資本比率の算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	目的使用	その他	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	650	777	777	603	1	—	649	777	777	603	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	179	136	136	123	30	—	148	136	136	123	—	29
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
情報通信業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	553	478	478	347	19	180	534	297	478	347	19	180
金融業、保険業	11	11	11	0	—	7	11	3	11	0	—	7
不動産業	570	647	647	508	—	—	570	647	647	508	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	112	107	107	102	—	—	112	107	107	102	—	—
飲食業	15	14	14	13	—	—	15	14	14	13	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7	10	4	—	—	—	1	4	10	5	—	—
教育、学習支援業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
医療、福祉	—	135	135	123	—	—	—	135	135	123	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	39	34	34	19	—	—	39	34	34	19	—	—
合計	2,142	2,354	2,349	1,846	51	188	2,084	2,160	2,354	1,851	19	218

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	14,265	311,267	6,742	336,568
10%	—	100,185	—	66,274
20%	54,241	271,051	52,732	300,005
35%	—	106,745	—	104,998
50%	92,371	885	93,311	23
75%	—	119,888	—	125,292
100%	5,799	229,415	5,199	241,297
150%	500	338	—	137
200%	—	—	—	—
250%	—	859	—	808
1,250%	—	—	—	—
その他	3,500	105	4,500	7
合計	170,678	1,140,743	162,486	1,175,413

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に係るリスク管理方針および実施手順の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の対応判断にあたって、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から多角的に検討を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等があり、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、いずれも金庫が定める事務取扱要領等に沿った適切な取扱いおよび評価を行っております。また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替・デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、該当する与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、当金庫の場合、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体の保証、適格格付機関が格付する民間会社の保証、その他未担保預金などが含まれています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,818	10,071	59,755	62,252	—	—
①ソブリン向け	—	—	40,838	39,981	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	3,935	3,996	3,341	2,653	—	—
④中小企業等・個人向け	4,820	4,981	15,432	19,374	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	124	112	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	365	381	—	—	—	—
⑦3か月以上延滞等	42	—	0	0	—	—
⑧その他	529	600	143	242	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと、保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理しています。信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「債権等の償却・引当要領」に則った適正な引当金を計上しております。お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

以上の施策により、当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクの適切なリスク管理に努めております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	0	0

(注)グロス再構築コストの額の合計額には、投資信託等における派生商品取引のグロス再構築コストの額は含まれておりません。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	105	7	105	7
(i) 外国為替関連取引	105	0	105	0
(ii) 金利関連取引	—	7	—	7
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	105	7	105	7

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

■ 証券化取引に関するリスク管理方針および実施手続の概要

当金庫における証券化取引は、投資としての位置づけとなります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉えているため、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況および適格格付機関が付与する格付情報などによって把握し、適切なリスク管理に努めております。

また、取引にあたっては、当金庫が定める『「余裕資金運用規定」に基づく保有限度額および専決権限等一覧表』に基づき、適正な運用・管理を行っています。

■ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー
再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー
再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法 の適用の有無	なし
---------------------	----

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと定義し管理態勢の整備に努めております。また、サイバーセキュリティ事案に対し、迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする部署横断的な組織(N-CSIRT)の運用を開始し、平時からサイバー攻撃の情報を収集し、金庫の情報システムの保護に努めております。

なお、リスク量の計測に関しましては、基礎的手法を採用し、態勢を整備しております。

これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク部会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、理事会に報告する態勢としております。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

■ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式・投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に代表理事およびリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド等への出資金については、代表理事による有価証券検討会で投資の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況について適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適切に処理しております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		その他有価証券等で時価のあるもの					その他有価証券等で時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上 場 株 式 等	平成29年度	19,310	21,899	2,588	2,956	367	—
	平成30年度	23,574	25,443	1,869	2,842	972	—
非上場株式等	平成29年度	329	329	—	—	—	9,902
	平成30年度	436	436	0	0	—	11,633
合 計	平成29年度	19,640	22,229	2,588	2,956	367	9,902
	平成30年度	24,010	25,880	1,869	2,842	972	11,633

- (注)1. 上場株式等には、投資信託等の出資等エクスポージャーを含めて表示しています。
2. 非上場株式等には、信金中央金庫等の出資等エクスポージャーが含まれております。
3. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		貸借対照表 計上額	時価	差 額	うち益		うち損	
					うち益	うち損	うち益	うち損
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	平成29年度	25	25	—	—	—	—	—
	平成30年度	25	25	—	—	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	平成29年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成29年度	25	25	—	—	—	—	—
	平成30年度	25	25	—	—	—	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

出資等エクスポージャー		売却額			株式等 償却
		売却益	売却損	売却額	
出資等エクスポージャー	平成29年度	4,643	987	55	186
	平成30年度	3,876	741	208	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		24,878
マンドート方式を適用するエクスポージャー		1,501
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動(ΔEVE)や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションによる収益への影響度等について、定期的に計測を行い、ALM委員会、リスク管理委員会で協議検討をするなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(単位:百万円)

	ΔEVE
	当期末
上方パラレルシフト	37,928
下方パラレルシフト	0
ス テ ィ ー プ 化	26,104
フ ラ ッ ト 化	
短 期 金 利 上 昇	
短 期 金 利 低 下	
最 大 値	37,928
	当期末
自 己 資 本 の 額	102,998

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法…「再評価法」を用いて算定
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約に関する前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・金利感応資産・負債…預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅…金融庁が定める通貨ごとの金利ショック幅
- ・リスク計測の頻度…月次(前月末基準)

- (注)1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の変動に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫ではこれらの金融資産及び金融負債について、通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いて銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、15,621百万円であり、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセントイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

連結情報

主要な事業に関する事項

■ 直近の事業年度における事業の概況

預金、貸出金の業況についてみますと、期末預金は1,218,808百万円で、前連結会計年度に比べ51,597百万円(4.42%)増加となりました。また、期末貸出金は574,972百万円で、前連結会計年度に比べ23,080百万円(4.18%)増加となりました。なお、総資産の年度末残高は1,377,974百万円で、前連結会計年度に比べ52,827百万円(3.98%)増加となりました。

損益につきましては、経常収益が15,526百万円で、前連結会計年度に比べ495百万円(3.09%)減少となりましたが、経常費用についても10,871百万円で、前連結会計年度に比べ593百万円(5.17%)減少となりました。その結果、経常利益は4,654百万円で、前連結会計年度に比べ97百万円(2.13%)の増加となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,064百万円と前連結会計年度に比べ86百万円(2.90%)増加となり、出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益についても、1,951円51銭で前連結会計年度に比べ54円50銭の増加となりました。

■ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
連結経常収益 (千円)	16,183,283	16,926,611	16,189,066	16,022,327	15,526,481
連結経常利益 (千円)	4,695,547	5,028,276	4,350,233	4,557,534	4,654,884
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	3,411,667	3,553,321	3,101,027	2,978,259	3,064,910
連結純資産額 (百万円)	106,610	112,019	111,243	110,860	113,900
連結総資産額 (百万円)	1,183,584	1,257,137	1,293,795	1,325,146	1,377,974
連結自己資本比率 (%)	20.55	20.24	20.31	19.80	19.06

(注)・企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

金庫およびその子会社等の概況

■ 主要な事業の内容

西尾信用金庫グループは、西尾信用金庫、その子会社1社および子法人等2社によって構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービス等を提供しています。

■ 事業系統図



■ 子会社等に関する事項

名称	所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫の 株式所有割合	他の子会社等の 株式所有割合
にしんビジネスサービス株式会社	西尾市寄住町洲田51番地	20	西尾信用金庫の業務の受託	昭62.11.18	100.0	—
にしんリース株式会社	西尾市丁田町五助5番地2	30	リース	昭59.11.14	10.0	—
にしん信用保証株式会社	西尾市寄住町洲田51番地	20	信用保証	昭61.4.1	10.0	9.5

(単位:百万円, %)

直近の連結会計年度における財産の状況

■ 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社及び子法人等 3社
会社名 にししんビジネスサービス(株)
にししんリース(株)
にししん信用保証(株)
2. 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
2. 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 3社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんはありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

■ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成30年3月期 平成30年3月31日現在	平成31年3月期 平成31年3月31日現在
(資産の部)		
現金及び預け金	220,872	253,823
買入手形及びコールローン	143	252
買入金銭債権	150	1,251
金銭の信託	473	500
有価証券	532,489	528,153
貸出金	551,891	574,972
外国為替	30	20
その他資産	8,304	8,263
有形固定資産	12,582	12,401
建物	4,656	4,702
土地	6,591	6,402
建設仮勘定	53	35
その他の有形固定資産	1,280	1,260
無形固定資産	120	105
ソフトウェア	47	34
その他の無形固定資産	72	70
退職給付に係る資産	607	701
繰延税金資産	57	40
債務保証見返	1,234	1,042
貸倒引当金	△ 3,810	△ 3,554
資産の部合計	1,325,146	1,377,974

(単位:百万円)

科目	平成30年3月期 平成30年3月31日現在	平成31年3月期 平成31年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	1,167,211	1,218,808
借入金	37,450	37,216
売渡手形及びコールマネー	10	—
外国為替	—	0
その他負債	4,640	3,172
賞与引当金	168	166
役員賞与引当金	19	17
役員退職慰労引当金	246	250
債務保証損失引当金	45	41
睡眠預金払戻損失引当金	12	16
偶発損失引当金	57	55
繰延税金負債	3,189	3,283
債務保証	1,234	1,042
負債の部合計	1,214,286	1,264,073
(純資産の部)		
出資金	786	786
資本剰余金	2	2
利益剰余金	98,361	101,379
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	99,150	102,168
その他有価証券評価差額金	10,213	10,206
評価・換算差額等合計	10,213	10,206
非支配株主持分	1,496	1,525
純資産の部合計	110,860	113,900
負債及び純資産の部合計	1,325,146	1,377,974

■ 連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
経常収益	16,022,327	15,526,481
資金運用収益	12,394,817	12,268,988
貸出金利息	6,042,064	5,914,139
預け金利息	491,749	481,903
買入手形利息及びコールローン利息	1,918	2,812
有価証券利息配当金	5,748,558	5,752,448
その他の受入利息	110,525	117,684
役務取引等収益	1,125,352	1,187,564
その他業務収益	693,390	515,446
その他経常収益	1,808,766	1,554,482
貸倒引当金戻入益	—	57,575
償却債権取立益	7,637	2,598
その他の経常収益	1,801,129	1,494,307
経常費用	11,464,793	10,871,597
資金調達費用	1,005,982	822,269
預金利息	947,316	775,165
給付補填備金繰入額	40,856	32,955
借入金利息	17,649	14,099
売渡手形利息及びコールマネー利息	159	49
役務取引等費用	833,568	845,166
その他業務費用	337,396	76,368
経費	8,261,620	8,275,051
その他経常費用	1,026,225	852,741
貸倒引当金繰入額	57,326	—
その他の経常費用	968,899	852,741
経常利益	4,557,534	4,654,884
特別利益	41,304	2,113
固定資産処分益	41,304	2,113
特別損失	307,623	263,273
固定資産処分損	51,612	6,705
減損損失	256,011	256,568
税金等調整前当期純利益	4,291,215	4,393,723
法人税、住民税及び事業税	1,237,626	1,218,904
法人税等調整額	44,974	78,467
法人税等合計	1,282,601	1,297,371
当期純利益	3,008,613	3,096,352
非支配株主に帰属する当期純利益	30,354	31,441
親会社株主に帰属する当期純利益	2,978,259	3,064,910

■ 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年3月期	平成31年3月期
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	2,410	2,410
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	2,410	2,410
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	95,430,295	98,361,746
利益剰余金増加高	2,978,259	3,064,910
親会社株主に帰属する当期純利益	2,978,259	3,064,910
利益剰余金減少高	46,808	46,838
配当金	46,808	46,838
利益剰余金期末残高	98,361,746	101,379,818



連結貸借対照表 平成31年3月期 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法による算定）を、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	2年～50年

 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の規定による定率法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却等の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（平成24年7月4日）」に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての償却は、資産の自己査定事務取扱要領に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般償却については過去の貸倒実績率等を勘案し必要と認められた額を、貸倒懸念償却等特定の償却については、個別に回収可能性を勘案し、回収可能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準により行っております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
----------	--

 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）より設立された企業年金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円

 ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（平成30年3月31日現在） 0.7579%
 ③補足説明
 上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金129百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替オプション取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式による方法であります。なお、連結される子会社及び子法人等は主として税抜方式による方法であります。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額	8百万円
--------	------
- 有形固定資産の減価償却累計額 9,734百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 152百万円
- 貸出金のうち、破綻先償却額は 31百万円、延滞償却額は 7,126百万円あります。なお、破綻先償却とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞償却とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞償却額はあります。なお、3か月以上延滞償却とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞償却に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,783百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償却、延滞償却及び3か月以上延滞償却に該当しないものであります。
- 破綻先償却額、延滞償却額、3か月以上延滞償却額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,940百万円あります。なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,319百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	40,372百万円
預け金	3,040百万円
その他の資産	2百万円

 担保資産に対応する債務

預金	7,561百万円
借入金	37,216百万円

 上記のほか、為替決済の担保として預け金 20,000百万円、先物取引証拠金として現金10百万円を差入れております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,630百万円あります。
- 出資10日当たりの純資産額 71,449円42銭
- 金融商品の状況に関する事項
 (1)金融商品に対する取組方針
 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 (2)金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫グループが保有する金融資産は、主として該当地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び資産推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 (3)金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫グループは、貸出規定及び信用リスク管理規定等に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの管理体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資一部、融資二部、企業支援部、リスク統括部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、信用リスク部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 ②市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当金庫グループは、ALM委員会運営要綱や市場リスク管理規定等に、リスク管理手法や手続等の詳細を明記し、ALM委員会やリスク管理委員会でのリスク管理施策の実施状況の把握・確認と今後の対応等の協議を行い、金利リスクを管理しております。日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や一定の金利変動を想定した上での金利リスク量の計測、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についてのモニタリングを行い、定期的に開催されるALM委員会やリスク管理委員会に報告を行っております。
 (ii)為替リスクの管理
 当金庫グループは、外国為替事務取扱規定等の諸規定に従い、持高限度額等を定め、為替リスクの管理を行っています。
 (iii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規定に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらのリスクは、経理部及び市場・流動性リスク部を通じ、常務会、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 (iv)デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。
 (v)市場リスクに係る定量的情報
 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「買入金債権」「貸出金」「預金積立」「借入金」「その他資産（リース投資資産）」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ定めること、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%・米ドル金利の場合2.00%上昇）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、37,975百万円減少するものと把握しております。ただし、「預金積立」のうち「外貨預金」「預け金」のうち「外貨預金」については、資産または負債の5%未満であり、また同等額を同年度で調達・運用しているため、金利リスクに関して重要性に乏しいと考え、日本円に換算し算出しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、非上場株式及び組合出資金を除く「有価証券」について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。
 当金庫グループのVaRは分散共分散法（原則、保有期間6か月・信頼区間99%・観測期間5年）により算出しており、平成31年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は1,095百万円です。なお、当金庫グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 ③資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等については(注1)参照。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	253,823	253,804	△18
(2) 有価証券			
その他有価証券	521,050	521,050	—
(3) 貸出金(※1)	574,972		
貸倒引当金(※2)	△3,549		
	571,423	569,241	△2,182
金融資産計	1,346,296	1,344,096	△2,200
(1) 預金積金	1,218,808	1,220,137	1,328
(2) 借入金	37,216	37,235	18
金融負債計	1,256,025	1,257,373	1,347
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期がない、または、約定期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。私債債は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に私募債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、外貨預金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物、通貨スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	724
投資信託(※2)	5,870
組合出資金(※3)	508
合 計	7,103

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資信託のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(※1)	155,783	84,040	14,000	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	57,591	251,982	143,565	28,357
貸出金(※2)	82,006	146,025	107,770	198,174
合 計	295,381	482,047	265,335	226,532

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は1年以内に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先債権及び6か月以上延滞債権の償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	934,541	284,267	—	—
借入金	10,233	26,733	250	—
合 計	944,775	311,000	250	—

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下33.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,372	3,583	1,789
	債 券	449,249	437,681	11,567
	国 債	60,091	57,238	2,853
	地方債	173,558	170,036	3,522
	社 債	215,598	210,406	5,192
	そ の 他	40,287	38,362	1,924
	小 計	494,909	479,627	15,281
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	8,018	8,971	△953
	債 券	914	920	△5
	国 債	313	318	△5
	地方債	2	2	—
	社 債	599	600	△0
	そ の 他	17,208	17,452	△244
	小 計	26,141	27,344	△1,202
合 計		521,050	506,971	14,078

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	3,573	675	208
債 券	42,411	266	—
国 債	8,068	123	—
地方債	34,342	142	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,045	66	70
合 計	47,030	1,008	278

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上下落した場合は、一律に減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合は、市場価格の推移及び市場環境の動向、発行会社の業績等の推移等を考慮の上、時価の回復可能性が認められると判断される銘柄以外を減損処理しております。また、時価の把握が極めて困難と認められる銘柄については、取得原価に対して実質価格が原則として50%以上下落した銘柄を減損処理することとしております。当連結会計年度における減損処理額はありません。

34. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	500	28

35. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は149,270百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの32,615百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定められた金庫内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

退 職 給 付 債 務	△ 3,393
年 金 資 産 (時 価)	4,035
未 積 立 退 職 給 付 債 務	642
未 認 識 数 理 計 算 上 の 差 異	58
連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 の 純 額	701
退 職 給 付 に 係 る 資 産	701

連結損益計算書 平成31年3月期 注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,951円51銭
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

地域	主な用途	種類	減損損失
半田市	営業店舗	土地	79,136
		土地	17,213
蒲郡市	営業店舗	建物	85,982
		建物	5,366
西尾市他	非営業店舗	その他の有形固定資産ほか	68,869
		合計	256,568

当金庫の稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店と一つのグループ)の、遊休資産については、各ターンの単位でグループ化しております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。主要な資産の時価の著しい下落や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであったこと等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額256,568千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は主に不動産鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.726%で割り引いて算定しております。

報酬体系

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

■ (1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の計算基準等に関して、規定で定めております。

■ (2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	226

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は「基本報酬」180百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」25百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

■ (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号並びに第3条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

貸出金のうちのリスク管理債権

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
破綻先債権	443	31
延滞債権	7,684	7,126
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	5,668	6,783
合計	13,796	13,940

(注)子会社等の資産に貸出金はありませんので、当金庫単体のリスク管理債権と同じ金額です。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外にリース等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結における事業年度の開示事項

項目	開示事項
自己資本比率を算出する対象となる会社と連結財務諸表の連結の範囲に含まれる会社との相違点	自己資本比率の算出、連結の範囲もすべての子法人等を対象としております。
連結子会社、関連法人等の数並びに名称、主要な業務の内容	連結子会社及び子法人等 3社 会社名 (主な業務の内容) にしんビジネスサービス(株) (西尾信用金庫事務代行業) にしんリース(株) (リース業) にしん信用保証(株) (信用保証業) 関連法人等 該当ありません
控除項目の対象となる会社の数並びに名称、主要な業務内容	該当ありません。
連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要	連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は特にありません。
控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	該当ありません。

連結におけるリスク管理の方針および手続の概要

すべての子会社等の総資産額は27億円で、当金庫グループの総資産(1兆3,779億円)に占める割合の約0.19%程度であり、当金庫の経営に与える影響は極めて僅少であると考えております。

なお、これら以外の条件につきましては、単体での開示内容との相違はありません。

連結の方法等

すべての子会社等を連結の範囲として作成した連結財務諸表に基づき、算出しております。

連結財務諸表は、当金庫の財務諸表とすべての子会社等の財務諸表を合算し、当金庫と子会社等との債権債務・相互取引(内部取引)の消去を行った後、子会社等の当期純利益および利益処分による配当金を持分割合に応じ利益剰余金と少数株主持分に分けることにより作成しております。

また、連結財務諸表の剰余金は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。但し、連結自己資本比率上の剰余金は、連結財務諸表の剰余金から当連結会計年度(30年度)の外部流出予定額を控除した後の金額となります。

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

■ 連結自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	平成29年度		平成30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	99,103		102,121	
うち、出資金及び資本剰余金の額	788		788	
うち、利益剰余金の額	98,361		101,379	
うち、外部流出予定額(△)	46		46	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,451		1,708	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,451		1,708	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	896		761	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	101,451		104,591	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	69	17	76	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	69	17	76	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適 格 引 当 金 不 足 額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
退職給付に係る資産の額	353	88	510	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	422		587	
自 己 資 本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	101,028		104,004	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	487,445		522,864	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 7,320		△ 1,425	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	17		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付(前払年金費用)に係る資産	88		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 7,425		△ 1,425	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	22,636		22,596	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	510,081		545,461	
連 結 自 己 資 本 比 率				
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	19.80%		19.06%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

■ 連結自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	487,445	19,497	522,864	20,914
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	494,714	19,788	509,389	20,375
(i) ソブリン向け	6,110	244	4,662	186
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,195	2,087	59,709	2,388
(iii) 法人等向け	189,283	7,571	199,471	7,978
(iv) 中小企業等・個人向け	97,424	3,896	103,485	4,139
(v) 抵当権付住宅ローン	37,360	1,494	36,749	1,469
(vi) 不動産取得等事業向け	40,546	1,621	44,882	1,795
(vii) 3か月以上延滞等	633	25	218	8
(viii) その他	71,159	2,846	60,209	2,408
2 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	14,899	595
ルック・スルー方式			12,747	509
マンドート方式			2,151	86
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
4 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	105	4	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△7,425	△297	△1,425	△57
6 CVAリスク相当額を8%で除して得た額	51	2	0	0
7 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	22,636	905	22,596	903
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	510,081	20,403	545,461	21,818

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
- 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 当金庫グループは基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債券等		デリバティブ取引				
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	
国 内	1,274,025	1,313,384	551,128	574,569	705,942	722,170	105	7	932	322	
国 外	38,678	25,887	10	-	38,668	25,887	-	-	-	-	
地域別合計	1,312,703	1,339,271	551,139	574,569	744,611	748,058	105	7	932	322	
製造業	133,498	139,705	78,850	87,860	54,647	51,845	-	-	18	19	
農業、林業	497	423	497	423	-	-	-	-	-	-	
漁業	1,757	2,122	1,757	2,122	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、 砂利採取業	82	67	82	67	-	-	-	-	-	-	
建設業	22,590	24,012	21,847	23,294	743	717	-	-	55	21	
電気・ガス・熱供給・ 水道業	28,354	27,768	1,930	1,789	26,424	25,978	-	-	-	-	
情報通信業	12,403	10,707	54	14	12,348	10,692	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	71,318	67,084	4,304	4,150	67,014	62,933	-	-	-	-	
卸売業、小売業	44,247	45,623	31,572	33,296	12,674	12,326	0	-	360	143	
金融業、保険業	321,559	356,944	44,754	45,918	276,699	311,018	104	7	-	-	
不動産業	132,156	140,058	103,689	116,614	28,467	23,443	-	-	361	41	
物品賃貸業	12,748	3,018	12,748	3,018	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,428	1,610	1,428	1,610	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	1,298	1,487	1,298	1,387	-	100	-	-	88	86	
飲食業	3,925	3,995	3,925	3,995	-	-	-	-	-	-	
生活関連サービス業、 娯楽業	6,688	6,424	6,113	6,049	575	375	-	-	-	-	
教育、学習支援業	699	678	608	577	91	100	-	-	-	-	
医療、福祉	21,123	21,478	21,123	21,478	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	6,893	6,989	6,667	6,722	226	266	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	282,231	263,210	29,622	27,172	252,609	236,038	-	-	-	-	
個人	178,261	187,004	178,261	187,004	-	-	-	-	48	10	
その他	28,937	28,858	-	-	12,089	12,221	-	-	-	-	
業種別合計	1,312,703	1,339,271	551,139	574,569	744,611	748,058	105	7	932	322	
1年以下	247,651	311,578	115,030	120,832	132,515	190,745	105	0			
1年超3年以下	272,276	282,497	79,801	83,753	192,475	198,743	-	-			
3年超5年以下	181,565	197,213	61,272	62,922	120,293	134,290	-	-			
5年超	539,129	476,927	294,436	306,801	244,692	170,118	-	7			
期間の定めのないもの	72,080	71,055	598	258	54,634	54,159	-	-			
残存期間別合計	1,312,703	1,339,271	551,139	574,569	744,611	748,058	105	7			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、信金中金出資金、未収利息等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	1,662	1,441	—	1,662	1,441
	平成30年度	1,441	1,700	—	1,441	1,700
個別貸倒引当金	平成29年度	2,142	2,363	51	2,084	2,368
	平成30年度	2,368	1,848	197	2,165	1,853
合計	平成29年度	3,804	3,804	51	3,747	3,810
	平成30年度	3,810	3,549	197	3,606	3,554

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	650	778	778	605	1	—	649	778	778	605	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	179	136	136	123	30	—	148	136	136	123	—	29
電気・ガス・熱供給、水道業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
情報通信業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	553	478	478	347	19	180	534	297	478	347	19	180
金融業、保険業	11	11	11	0	—	7	11	3	11	0	—	7
不動産業	570	647	647	508	—	—	570	647	647	508	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	112	107	107	102	—	—	112	107	107	102	—	—
飲食業	15	14	14	13	—	—	15	14	14	13	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7	10	4	—	—	—	1	4	10	5	—	—
教育、学習支援業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
医療、福祉	—	135	135	123	—	—	—	135	135	123	—	—
その他のサービス	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	39	34	48	19	—	—	39	34	48	19	—	—
合計	2,142	2,355	2,363	1,848	51	188	2,084	2,161	2,368	1,853	19	218

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	14,265	311,267	6,742	336,568
10%	—	100,185	—	66,274
20%	54,241	271,051	52,732	300,005
35%	—	106,745	—	104,998
50%	92,371	885	93,311	23
75%	—	119,888	—	125,292
100%	5,799	230,640	5,199	242,628
150%	500	338	—	137
200%	—	—	—	—
250%	—	917	—	849
1,250%	—	—	—	—
その他	3,500	105	4,500	7
合計	170,678	1,142,025	162,486	1,176,785

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,818	10,071	59,755	62,252	—	—
①ソブリン向け	—	—	40,838	39,981	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	3,935	3,996	3,341	2,653	—	—
④中小企業等・個人向け	4,820	4,981	15,432	19,374	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	124	112	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	365	381	—	—	—	—
⑦3か月以上延滞等	42	—	0	0	—	—
⑧その他	529	600	143	242	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	0	0

(注) グロス再構築コストの額の合計額には、投資信託等における派生商品取引のグロス再構築コストの額は含まれておりません。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	105	7	105	7
(i) 外国為替関連取引	105	0	105	0
(ii) 金利関連取引	—	7	—	7
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	105	7	105	7

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

証券化エクスポージャーに関する事項

連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となるエクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		その他有価証券等で時価のあるもの					その他有価証券等で時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	連結貸借対照表計上額
上場株式等	平成29年度	19,310	21,899	2,588	2,956	367	—
	平成30年度	23,574	25,443	1,869	2,842	972	—
非上場株式等	平成29年度	329	329	—	—	—	9,907
	平成30年度	436	436	0	0	—	11,638
合 計	平成29年度	19,640	22,229	2,588	2,956	367	9,907
	平成30年度	24,010	25,880	1,869	2,842	972	11,638

- (注) 1. 上場株式等には、投資信託等の出資等エクスポージャーを含めて表示しています。
 2. 非上場株式等には、信金中央金庫等の出資等エクスポージャーが含まれております。
 3. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■ 子会社株式及び関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		連結貸借対照表 計上額	時価	差 額	
				うち益	うち損
子 会 社 ・ 子法人等株式	平成29年度	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	平成29年度	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—
合 計	平成29年度	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

出資等エクスポージャー		売却額			株式等 償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	平成29年度	4,643	987	55	186
	平成30年度	3,876	741	208	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		24,878
マンドート方式を適用するエクスポージャー		1,501
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	ΔEVE
	当期末
上方パラレルシフト	37,975
下方パラレルシフト	0
ス テ ィ ー プ 化	26,112
フ ラ ッ ト 化	
短 期 金 利 上 昇	
短 期 金 利 低 下	
最 大 値	37,975
	当期末
自 己 資 本 の 額	104,004

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の変動に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫グループではこれらの金融資産及び金融負債について、通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いて銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、15,632百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

こんなときの

Q&A

Q

キャッシュカード・通帳を紛失してしまいました。

A

すぐに当金庫へご連絡ください。お取引店でもなくとも大丈夫です。24時間・年中電話受付をしています。キャッシュカードや通帳が悪用されないよう手続きいたします。ご連絡をいただいた後、お早めに運転免許証など、ご本人であることを確認できるものとお届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。また、スマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用して手続きいただくこともできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q

キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまったのですが。

A

通帳・お届印・キャッシュカード・ご本人であることが確認できる書類(運転免許証など)をお持ちのうえ、お取引店窓口までお越しください。キャッシュカードの再発行のお手続きを行います。

Q

キャッシュカードの暗証番号を変更したいのですが。

A

暗証番号の変更はATMですることができ、ATMご利用時間内であれば終日ご利用いただけます。

Q

キャッシュカードの一日あたりの払戻限度額、払戻回数を変更したいのですが。

A

払戻限度額、払戻回数はATMで引下げることができ、ATMご利用時間内であれば終日ご利用いただけます。窓口でお手続きをする場合は、払戻限度額、払戻回数の引下げおよび引上げをすることができます。通帳・お届印・ご本人であることが確認できる書類(運転免許証など)をお持ちのうえ、お取引店までお越しください。

Q

インターネットバンキングを始めたいのですが。

A

通帳・お届印をお持ちのうえ、お取引店窓口までお越しください。
「個人インターネットバンキング」「法人インターネットバンキング」をご用意いたしております。
「個人インターネットバンキング」であればスマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用してお申し込みいただくこともできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q

引越しをして住所が変わりましたが。

A

新住所がわかる書類(運転免許証など)・通帳・お届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。また、スマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用して手続きいただくこともできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q

結婚して名前が変わりましたが。

A

お名前が変わったことがわかる書類(運転免許証など)・通帳・証書・キャッシュカード・新旧お届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。

Q

届印を変えたいのですが。

A

新旧お届印・通帳・証書をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。

Q 重要書類の保管に困っていますが。

A お客様の大切な財産や貴重品を地震・火災や盗難からお守りするため、貸金庫をご用意しています。プライバシーは厳重に守られています。ご利用方法・手数料など、詳しくは窓口又は得意先係におたずねください。

Q もうすぐ年金がもらえると思うのですが。

A 当金庫では、相談プラザをはじめ各店において専門の社会保険労務士による年金無料相談会を定期的で開催しています。年金のことなら、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご相談にあたっては、年金手帳などの資料をお持ちください。

Q 海外旅行に行きます。米ドルへの両替の取り扱いは行っていますか。

A 当金庫では、外貨両替取扱店(本店営業部・一色支店・刈谷支店・中央支店)で米ドル現金をご用意いたしております。その他店舗につきましては外貨両替取扱店として米ドル現金を本部から営業店へ発送し、お受取りいただけます(お受取りは翌営業日となります)。

Q 米ドル以外の外貨両替はできますか。

A カナダドル、ユーロ、イギリスポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、香港ドル、シンガポールドルへの両替を取り扱っております(お受取りは3または4営業日後となります)。

Q 公共料金等の口座振替を始めたいのですが。

A 通帳・お届印・口座振替をされる料金等の口座振替依頼書をお持ちのうえ、お取引店窓口へお越しください。また、一部引落し企業では、各社のホームページで手続きすることもできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q 家族が亡くなり相続の手続きをしたいのですが。

A お亡くなりになった方のお取引の内容によって相続の手続きが異なります。すぐにお取引店までご連絡ください。

Q 住宅ローンの種類はどういうものがありますか。

A 期間は最長35年で、金利については固定、変動、一定期間固定のものがあります。保証会社の保証を利用した場合、別途保証料が必要となります。

Q 借入する場合、金利の優遇条件等がありますか。

A 各種ローンについては、お客様のお取引内容によって金利優遇する制度があります。例えば、給与振込、公共料金の口座振替を当金庫で指定していただいた場合、しんぎんカード(クレジットカード)契約や各種アプリ登録をしていただいた場合等があります。

Q 相談したいことがあるのですが、どこへ連絡したらいいですか。

A ご相談・ご意見等は「お客様相談室」までお気軽にご連絡ください。連絡先はフリーダイヤル0120-108760(受付時間/平日8:30~17:30まで)

にしん
は名鉄西尾・蒲郡線を応援しています。



 **西尾信用金庫**

〒445-8601 愛知県西尾市寄住町洲田51番地
TEL.0563-56-7111 (本部)
<https://www.shinkin.co.jp/nishio/>

西尾信用金庫
アプリ

ダウンロードは
こちらから



iOSの方



Androidの方

古紙を配合した紙を
使用しております。



このディスクロージャー2019の本文は
環境に配慮した植物性インキを
使用して印刷されています。